

第 19 日目（3 月 16 日）

○議 長（小澤 実君） 散会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は 22 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

〔午後 1 時 30 分〕

○議 長 日程第 1、平成 30 年請願第 1 号 高速バス十日町－新潟線の存続を求める請願書を議題といたします。総務文教委員長・桑原圭美君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○桑原総務文教委員長 総務文教委員会に付託されました事件の審査結果をご報告申し上げます。請願第 1 号 高速バス十日町－新潟線の存続を求める請願書について審査いたしました。審査は 3 月 2 日、委員 7 名全員が出席し、紹介議員より説明を受けました。なお、議長からも出席をいただいております。

説明の内容を簡潔に申し上げますと、1 月 30 日に開催された県の生活交通確保対策協議会中越・下越合同地域分科会の席上にて、越後交通株式会社より、利用者の減少に加え、運転手の確保が困難になっているとの理由で、この 9 月末で十日町－新潟線の運行を終了したい旨の提案があった。これに対し、県の交通政策副局長から、高速バスは生活路線の側面もあるので、沿線自治体の考えを聞いた上で、必要であれば県としても支援を含めた検討をしたいとの発言があった。

この路線は平日は十日町－新潟間を 1 日 2 往復、土日祝日、年末年始は 3 往復しており、特に県立がんセンター、新大病院への直通で通える大変重要な路線であるとして、公共交通の利便性の確保の観点から、この路線の存続を請願するというものであります。なお、昨年度の利用者数は 3 万 4,260 人で、黒字路線であります。

質疑と審査結果であります。近隣の自治体に公的な財政支援を求めていくのかどうかということをはっきりさせるべきだとの質問があり、利用者の多い路線への運転手の配置を増やしたいとの考えであって、現状黒字であるこの路線に対しての財政支援を求めるものではなく、存続に向けての行政指導等を含めた支援を県にお願いしたいという請願であるという回答があり、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。以上で総務文教委員会の審査報告といたします。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 平成 30 年請願第 1 号 高速バス十日町－新潟線の存続を求める請願書に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成 30 年請願第 1 号 高速バス十日町一新潟線の存続を求める請願書、本請願書に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、平成 30 年請願第 1 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

○議 長 日程第 2、第 12 号議案 平成 30 年度南魚沼市下水道特別会計予算及び日程第 3、第 13 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計予算の 2 件を一括議題といたします。2 件について産業建設委員長 清塚武敏君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○清塚産業建設委員長 それでは、産業建設委員会に付託されました、第 12 号議案 平成 30 年度南魚沼市下水道特別会計予算、第 13 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計予算について、審査の結果を報告いたします。審査状況ですが、期日平成 30 年 3 月 1 日、午前 9 時 30 分から行いました。委員の出席は 7 名全員であり、議長からも出席をいただきました。審査の内容であります、執行部から関係部課長、係長、主幹より出席をいただき、説明を受けたのち、質疑を行い、審査を行いました。

結果を報告いたします。第 12 号議案 平成 30 年度南魚沼市下水道特別会計予算については反対者なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第 13 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計予算、これにつきましては、反対者があり、討論を行いました。起立による採決を行い、賛成 5、反対 1 により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査内容について若干報告をいたします。まず、12 号議案下水道特別会計予算では、予算編成について平成 30 年度の重点項目は 2 点ある。1 点目は効率的な施設管理で、昨年来より継続してきた大和クリーンセンター改修事業、農集再編統合事業、不明水対策事業などを早めに終了させるための整備促進をしていく。2 点目は、財政の健全化で平成 31 年度から公営企業会計の移行に当たり、今年度中に移行による損益の状況や資産の状況が明確になるので、それらを把握し、国が進める経営比較分析表などによる、経営状況の見える化を図っていきたいとしております。

予算の概要では、水道料金の 215 円引き下げにより 3.5%減の予算計上、また、分担金・負担金及び使用料については、21.3%の減となっています。使用料でも特環では若干の伸びが見られますが、公共下水道、農集では人口減少の影響から、水道使用量の減による大きな

伸びが見込めず、不明水対策事業として8,000万円を計上しております。平成29年度予算より4,000万円からの増額をいたしております。質疑について若干触れさせていただきますが、平成30年度予算編成に当たり、特に経費削減にどのように取り組んでいるかの質問に対し、アクションプランに収入増加に向け水洗化率の向上、経費削減に向け処理場にかかる委託経費の削減という2点を掲げ、取り組んでいる。一日も早く農集の公共下水道への統合を図ることが経費削減につながると考えていると答弁がありました。

もう1点であります。農集再編統合事業により、使用しない施設が出るが、どう活用していくかについてであります。下水道の資産ではなく、他の資産としての活用ができる道があれば一番よいとは考えておりますが、農集の施設は補助金での建設をしているため、有償での譲渡や貸し付けは補助金の返還対象になり、下水道課だけではなく、市全体での有効な利用方法を見つけられるよう取り組む必要があると考えております。平成33年度に向けて、市役所内部で検討を進めていくという答弁がありました。

次に13号議案 水道事業会計予算では、編成の概要についてであります。今年度重点施策を地下水規制関連で2点挙げております。事業を厳選し編成していますが、1点目は経営戦略の見直し、2点目は水道ビジョンに基づく施策と災害リスク軽減のための緊急水源の増強であります。水道基本料金の215円引き下げにより、平成30年度予算の給水収益は平成29年度予算見込みから3.5%の予算計上となりました。他会計の補助金は値上げの減収分を一般会計から約5,000万円基準外繰入を行うため、1.2%の増であるとしています。

ちょっと1回戻りますが、私は先ほど下水のところで水道料金の話を出してしまっていますが、それはちょっと削除をお願いいたします。

質疑であります。有収率が全国平均で10%下回っています。石綿管の改修が平成30年度で完了することで、有収率の改善が期待できるのかという質問に対しましては、石綿管はほとんどなく、管路も新しい中で主な要因は塩化ビニール管布設の施工不良で、耐用年数はあるにもかかわらず割れてしまう事例が発生し、有収率に影響しているという答弁でありました。

反対討論がありまして、内容につきましては、口径別の料金体系にしてもらわなければ予算に賛成できない、反対討論とするという反対討論があり、賛成討論につきましては当市の水道事業は当初の投資が大変過大だったということが根本的な問題があり、その解決に向けてこれまで努力をしている。ようやく一般会計からの基準外繰入を含め、料金を改正し、延命化を図り、その後の広域化も展望に入れ、取り組みを進めていただいている。口径料金につきましては具体的な検討も進められており、方向性が示されている。そういう意味では前向きな方向性をもった方針に基づき、予算編成がなされている。

以上で産業建設委員会に付託されました報告といたします。

○議 長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 第 12 号議案 平成 30 年度南魚沼市下水道特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 12 号議案 平成 30 年度南魚沼市下水道特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 12 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 第 13 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第 13 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計予算について反対の立場で討論を行います。私は市会議員になって以来、一貫して水道料金の引き下げを求めてきました。今回は一律 215 円の引き下げが盛り込まれていますが、10 立方メートルまでの基本料金が 2,200 円では、県下一高い水道料金の汚名返上にはほど遠い金額です。引き下げは多くの市民が関心と期待を寄せている市政の重要課題であり、さらなる引き下げを求めるものです。

また、料金体系についても、私の一般質問等でも触れていますが、口径別の料金体系が採用されていないため、ともかくつながっていれば、今回下がりますが、1 か月の基本料金が 2,200 円です。10 立方メートル使っていない加入者も大勢いるわけです。また、こうした使用料の少ない世帯は、単身者やお年寄りの世帯が多いと考えられます。どちらからといえど社会的に弱い立場の皆さんへの配慮も必要ではないでしょうか。

こうした点から口径別の基本料金に切りかえ、そこに 1 立方メートルごとに加算する料金体系の導入が必要だと考えています。ちなみに隣の魚沼市では、一般家庭の基本料金は 756 円で、そこに 1 立方メートル当たり 50.76 円の加算で、5 立方メートルの使用では 1 か月 1,009 円という金額になります。こうした料金体系への変更を求め、平成 30 年度南魚沼市水道事業会計予算への反対討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

3 番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 第 13 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計予算に対しまして、南魚みらいクラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。平成 30 年度一般会計予算を前年度

比 10 億 2,300 万円減の 300 億円を切る 299 億 2,000 万円という厳しい財政状況の中で、長年の願いでありました水道料金の値下げをご決断くださいましたことに評価をいたします。値下げ額の議論はそれぞれおありかと思いますが、現状を一番理解している林市長が値下げに踏み切った、その勇気と覚悟に意義があるものと私は考えます。この決断は南魚沼市の水道事業において、大きな一歩になると確信をしております。

そして現在、策定された水道事業経営戦略に基づき、平成 38 年度までの 10 年間の経営基盤の安定と、財政マネジメントの向上に向かって具体的に動き始めているところであります。給水人口減少と節水機器の普及による有収水量の減少、加えて水道料金の値下げによって給水収益は前年度比 3.5%減と、厳しい状況ではありますが、収益的収支においては 12 億 7,000 万を内部留保資金に充当し、資本的収支不足額 10 億 9,000 万円を補填し、ほぼ基準外繰入金に頼らず、自立運営ができています。あわせて企業債残高も年々確実に減少をしております。整備事業においても、災害リスク軽減となる水源確保や耐震化、有収率向上となる老朽管更新などにより、安定した給水の確保にも努めております。

以上のように、参考資料のいろいろな指標を見ても、確かに相当厳しい財政の中ではありますが、水道管理者を初め、企業団、職員の皆様が知恵を絞っての予算編成と評価をいたします。大きな好転は難しい現状ではありますが、中長期的な視点に立ち、水道施設の効率的、効果的な管理運営を行うとともに、適正規模の施設更新を図り、将来にわたり水道サービスが市民に安全に安定的に継続されていくことを望んで賛成討論といたします。多くの皆様からのご同意をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、未来創生会を代表しまして、第 13 号議案 平成 30 年度水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。南魚沼市の水道料金は高額であるということ実は事実であります。その水道も、もし災害等で使えなくなってしまうと、本当に大切なものであることを実感いたします。一方で、使えることが当たり前で、維持管理にかかる費用などが、その水道料金に含まれていることをつい忘れてしまいます。

そこで改めて考えなければいけないことはライフラインという考え方です。現在の南魚沼市の水道事情は、三国川ダムを利用した水道水の配水です。ゆえに、三国川ダムと畔地浄水場の利用方法を変えれば、水道料金の問題にも変化があらわれるでしょう。一方で、畔地浄水場の廃止を考えていくと、市内 10 か所以上に深井戸を掘り、災害時でも安定した配水が可能というようなことも考えられます。とはいえ、新たに深井戸を掘るとなると、費用はかかり、その事業にかかった費用の返済を考えると、急激な水道料金の値下げをすることはできません。それもまた事実であります。

しかしながら、各施設などのアセットマネジメントや、水道料金をいかにして値下げをし

ていくかという議論を活発に行い、水道事業管理者からも多くのパターンでの水道事業の説明があった中で、今回の水道事業予算はおおむね評価に値するものと感じております。

人間の生活にとって水とはこれほどまでに重要だということは、言うには及びません。このような前提があつて改めて平成 30 年度水道事業予算について考えます。まず、評価すべき点です。消費税が増税されても、現時点では水道料金は値上げではなく値下げの方向に、また前向きに進んでいるということは、市民の生活を、安心・安全を優先して考えている姿勢のほかには考えられません。強くその姿勢を感じております。

また、料金収納管理等の民間委託を行い、経費や職員数を削減していこうというビジョンも経営努力をするという姿勢のあらわれではないかというふうに感じております。

今後の課題として先ほども申し上げたとおり、災害時の緊急水源の確保を目指して新設改良をするという計画が求められております。また、平成 30 年度の現有資産の総点検をし、結果を詳細に分析し、将来に引き継ぐべき資産を明確にし、災害時でも給水に困ることがないような水道水の確保を考えていく必要があります。また、漏水など、無駄な支出を抑えるための調査、修繕を行うことも求められます。

このようなことを複合的に考えるのであれば、平成 30 年度の水道事業会計予算はおおむね評価に値し、今後の水道事業会計においても多くの課題を克服し、市民生活をよりよいものにしてほしいと強く願って賛成といたします。多くの皆様からの賛同を求めます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、市民クラブを代表いたしまして第 13 号議案 平成 30 年度南魚沼市下水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。水道です、失礼しました。水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

当市の水道事業は、当初の施設建設費が過大であったため、これが給水原価等に大きく影響するなど、厳しい経営状況となっています。しかし、このような状況の中においても、経費の節減や企業債の有効活用等により、本年度まで資金残高は順調に増加を続けてきました。さらに平成 30 年度以降の対策として、経営戦略の見直しを予定するなど、経営改善に向けた対策に着手するとともに、災害対策に向けた緊急水源の確保にも取り組むこととしています。

また、将来的な課題として、事業の事務の共同化、そして広域連携、これらを視野に入れた近隣市町との協議も進めることとしているなど、経営状況の改善に向けた対策を確実に進めています。水道料金についても、平成 30 年度から基本料金の値下げを実施し、口径別料金体系への移行も検討課題とするなど、大きな努力と将来を見据えた計画も同時に進めています。

このように改善に向けた真摯な努力と姿勢が伺える予算となっていることから、平成 30 年度水道事業会計予算については採択すべきものと考えます。多くの議員の皆さんのご賛同を

心からお願いし、賛成討論といたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 13 号議案 平成 30 年度南魚沼市水道事業会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 8 号議案 平成 30 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第 5、第 9 号議案 平成 30 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、日程第 6、第 10 号議案 平成 30 年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第 7、第 11 号議案 平成 30 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算及び日程第 8、第 14 号議案 平成 30 年度南魚沼市病院事業会計予算、以上 5 件を一括議題といたします。5 件について社会厚生委員長・中沢一博君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の審査報告を行います。期日は平成 30 年 2 月 28 日、委員出席状況は 7 名全員であります。議長からも公務終了後、出席いただきました。

審査の内容であります。おのおの、各関係の執行部の皆さんから出席をいただき、審査を行った次第であります。本委員会には付託 5 件がございます。時間の関係もありますので、内容に関しては簡潔にさせていただくかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。

1 点目であります。最初に第 8 号議案 平成 30 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算についてであります。執行部からの提案理由の説明を求めました。この国民健康保険特別会計については、議員各位もご承知のとおり、平成 30 年度から財政運営が県に移管されます。そして、国費 1,700 億円を投入した中で、財政基盤の強化、財政の安定化を図り、保険者、また被保険者の負担が軽減されて、この南魚沼市として、県下一番下がったことになった次第であります。

ただ今後、医療再編に伴う医療給付費の上昇が、どのように影響されてくるか。本市としても、また、交付金を抑制するためにも、ジェネリック医薬品の普及や保健活動を積極的に行うなど、保険者努力支援制度のこの交付金に反映できるよう努めることも大切であるとい

う、そういう説明も受けた次第であります。

そうした中、新年度の構成割合は、平均割は今まで35%でしたけれども30%に、平均割を15%から20%として、この全世帯で減税となるように調整を図った次第であります。この支払い準備基金は327万円しか残りませんけれども、平成30年度以降、考え方として、法定外繰入金は今後、基本的には行わないという考えという報告も受けた次第であります。

そうした中で主な質疑に関しましては、1点目、滞納額の状況についてであります。ことし1月末現在の保険税収納状況は、現年度分の調整額では13億100万円、収入済額では9億3,970万円で、収納率が72.2%になっております。滞納繰越分に関しましては2億5,294万円で、収納済額は6,714万円で収納率26.5%になっております。そうした中で、そういう質疑があった次第であります。

そしてもう1点は国民健康保険事業が納付できない場合どうするのかということに関しましては、この市には責任がなく、県が交付金で補填をします。そして、県が約28億円、今、財政安定化基金が積み立ててあるそうでもありますけれども、それで充当するそうでもあります。しかし、市で徴収しなかったり、また算定が誤ったりして、市の責任がある場合は、翌年度には市は増税となって返済をしなければならないことになっているそうでもあります。そういう質疑がございました。

そして、そういった中でその他としては、受診率の件だとか、データヘルス計画の反映等々の質疑がなされました。その後、討論に移りました。討論はありませんでした。採決の結果、平成30年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に第9号議案であります。平成30年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。皆さんもご承知のとおり、財源の構成は医療給付金等の費用を公費で50%、保険料収入で50%を負担することになっております。この平成30年度、31年度の医療給付金等を推計すると、支出総額で119億円上昇する見込みになっているそうでもあります。そうすると、この収入不足は63億円と見積もられているそうでもあります。そして、抑制財源として、余剰金32億円を県の財政安定化基金を取り崩して13億円を補填し、そしてまだ18億円不足するわけであります。そういう計算になるわけであります。この部分を保険料の引き上げで補う必要があるわけであり、そういうことで今回値上げするような形になりました。

今まで新潟県では、他の都道府県でも値上げしていましたが、この制度ができてから1回も値上げしてこなかったわけでもありますけれども、値上げせざるを得ない状況になったと、そういう報告を受けた次第であります。そうした中でも新潟県は全国最下位の位置というふうな報告も受けた次第であります。そのような説明を受け、そして質疑に入りました。

質疑に関しましては1点だけ報告申し上げます。特例軽減廃止の影響についてです。この軽減についてどのように考えているかということでもありますけれども、3年間かけて段階的に廃止するわけでもありますけれども、所得の低い方への軽減は継続するということでもあります。全国的にみても、本人にとってみても大きな負担になるわけでもありますので、問い合わ



せなど、また丁寧に説明、対応していくということでございます。

そして質疑を終わり、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、第9号議案 平成30年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算は、全会一致で可決されました。

次に第10号議案であります。平成30年度南魚沼市介護保険特別会計予算についてであります。この保険給付金の第2号被保険者の負担割合を28%から27%に、そして第1号被保険者では22%から23%になったこと。そして、第7期計画の3年間で介護給付費準備基金を1億2,000万円取り崩す計画の中で、平成30年度には4,519万円を予定しているそうあります。そうしますと、年度残高の基金が2億8,517万円と見込んでいるという報告を受けました。そうした中で、保険基準月額が6,351円となるという報告を受けた次第であります。

質疑に移りますけれども、介護の人材不足が心配であるが、また、医療と介護の連携はうまくいっているのかというような質問。また、認知症患者が増加する中で、市内で2か所が休止するが、その経過と対応はどうなっているのか等々の質疑がなされた次第であります。

その後、討論に移りました。賛成討論が1件ありました。この介護職の人材不足に対応する予算を計上していると。また、特養への入所、待機者の問題についても、家事の事情など、個別ケースにきちんと対応している。今後に期待し賛成討論とする、そういう内容の1件でございました。討論を終了し、採決に移りました。その結果、第13号議案 平成30年度南魚沼市介護保険特別会計予算は、全会一致で可決されました。

次に第11号議案であります。平成30年度南魚沼市城内診療所特別会計予算についてであります。執行部から提案理由の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑に関しましては、やはり、常勤医師がいないことであると、これが解決しないとかかりつけ医になりにくいし、ますます厳しい状況になるのではないかと。地域にはなくてはならない医療機関でもあり、今後どう見据えているのかと、そういうような質問でございました。それに関しまして、常勤医師になっていただき、地域のかかりつけ医の定着が期待されておりますが、現在は週3日を基本として勤務しているそうあります。この平成27年度は正職員の所長さんがいたときは、1日平均35人の患者でありました。そして平成28年度では29人、そして今年度では25人弱と減少をしている。現時点では、事情もあって引き受けることができない状況であるという報告を受けた中で、週4日勤務になれば、よい医療体制になるのではないかとこの考え方等の答弁があった次第であります。

質疑を終了し、討論に入りました。討論はありませんでした。採決の結果、第10号議案 平成30年度南魚沼市城内診療所特別会計予算は、全会一致で可決されました。

最後に第14号議案であります。平成30年度南魚沼市病院事業会計予算についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑でありますけれども、やはり、市民病院は赤字予算が組まれているが、そうならなくなるのはいつのことかということに関しまして、3億円程度の赤字予算を組んだが、減価償却、約5億3,000万円がやはり大きく影響している。これに見合う収益を上げることはなかなか難しいという、そういう答弁でありました。そうした中で、一般会計から9億から

10億円の繰り入れが必要であるということでありました。次に開院から5年までは厳しい状況が続くが、6年目からはそうではないと聞いていた。見通しが変わったのかという、そういう質疑でありました。それに関しまして、公立病院改革プランで示したように、最初の5年間で収支を改善し、6年目の平成31年、32年目からは収支はゼロか黒字になる計画であった。この平成28年度決算と29年度決算を精査し、見直す予定であるという、そういうことでもあります。そういう等々の経営収支の件等の質疑が主でありました。

質疑を終了し、討論に移りました。討論はありませんでした。採決の結果、第14号議案 平成30年度南魚沼市病院事業会計予算は、全会一致で可決されました。以上であります。

○議 長 5件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 第8号議案 平成30年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

4番・吉田光利君。

○吉田光利君 それでは、第8号議案 平成30年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について、南魚みらいクラブを代表いたしまして賛成の立場で討論に参加いたします。国民健康保険事業について、平成29年度決算見込みの中で、1月末時点で被保険者数1万3,312人、前年度同期比847人減少。保険給付費においては前年度より1,450万円の増額の予想が報告されております。被保険者減少により、保険税収入が減る中で、保険給付費は高い伸びを示す厳しい現実があります。平成30年度により国保制度の大改革が施行され、国保財政の責任主体を市町村から都道府県に移管し、財政運営の安定化が図られます。

制度改革により、被保険者の負担が軽減されたとはいえ、依然として国保税の重圧感は大いなものがあります。また保険給付費の上昇は、必ず後年の納付金の上昇という形で市の負担を押し上げることとなります。まさに、平成30年度予算編成では、財政の健全化、市民の負担を少なくする保険税抑制、また、いかに事前に健康を守るか、手厚い予防保健事業が最重要と考えるところであります。

平成30年度予算は、保険給付費の上昇を抑制するため、ジェネリック医薬品の普及に向けた具体的な取り組み、生産世代の急激な減少により、一部の被保険者に負担が集中する懸念に、不公平感を可能な限り縮減する税率算定、高額医療制度や低所得の保険税の負担軽減措置もきちんと反映されております。また、保険税収納率向上対策については、収納担当職員を1人増員し強化を図る中で、医療費一時払い困難である申し出には、必要に応じて、緊急

的な短期保険証の発行など、きめ細かい配慮がなされている。

病気の早期発見や健康増進事業も例年どおり、特定健康診査等事業費 4,326 万円、人間ドックの助成金 1,980 万円を計上し、保健事業の充実も図っております。予算審議での大綱質疑の中で、県移管に伴い、予想を超える医療費発生での対応懸念においても、県よりタイムリーな入金が見込まれております。

国保財政を支えてきた一般会計繰入金については、法定外繰入金 8,000 万円を皆減し、予算総額 55 億 200 万、国保税制改革のもと、前年度比 10 億 300 万減、厳しい財源環境下、財政健全化の取り組みと市民の軽減措置が配慮された予算であり、高く評価するものであります。引き続き南魚沼市民の健康、医療、福祉の充実に期待し、平成 30 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算の賛成討論といたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

1 番・大平剛君。

○大平 剛君 それでは、未来創生会を代表いたしまして、第 8 号議案 平成 30 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論に参加したいと思います。先ほど 4 番議員もおっしゃいましたとおり、今回の予算に関しましては、大変すばらしいものと考えております。ただし、国民健康保険の財政状況は、決して簡単なものではございません。非常に厳しいものであると私は考えております。その中で、あえて今回の制度改革の中、税率をそのままにする、そういった考えもあったでしょうが、あえて市民の家計安定、負担軽減を考え、このようなかいき予算に踏み切ったことを、私は高く評価するものであります。

しかしながら、この軽減がどれだけ続けられるかに関しましては、まさに市長を初めとする執行部の皆様方の手腕にかかっております。ぜひ、私としては、この状態を長く維持できますように、ご努力をしていただきたくお願い申し上げるとともに、尊敬すべき先輩、同僚議員の皆さんからもご賛同いただけるようお願い申し上げ、私の賛成の討論とさせていただきます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私は市民クラブを代表しまして、第 8 号議案 平成 30 年度国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論に参加いたします。反対討論もあるかなと思ったのですけれどもありませんで、賛成討論の中で大変すばらしい討論がありましたので、どうしようかと思ったのですが、制度が大変に変わりました、この記念すべき年度ですので、その期待も込めまして賛成の討論をさせていただきたいというふうに思います。

1961 年に国民皆保険体制が発足しまして 57 年。60 年近くになるわけでありまして、

ももとは自営業、農業の主体の医療保険でありました。その後、社会変化、就業構造、雇用形態の変化で、非正規の労働者の加入も増え、また、国民皆保険制度の最後のセーフティネットでありますので、失業者など年金生活者も増え、さらには74歳までの退職者も加入していることから、高齢化が進めば医療費もかかるという実態になっています。

国民の負担感も大きく、特に南魚沼市の保険料は県下でも高いレベルにあるわけでありまして、国保加入者の負担感も限界に近いという認識は、私も執行部も皆さん方も多分同じであるというふうに思います。そういう中で、この南魚沼市は平成27年度から基金も底についている状態でありましたけれども、一般会計から法定外繰入をしながら、保険税の上昇を抑える努力をしてきました。

この保険財政の厳しさは、全国どこでも同様であり、全国自治体の長年の懸案でありました、国保財政の責任主体を平成30年度、先ほどの話もありましたけれども、市から県へ移管するという国保制度の大きな改革が行われるわけでありまして、ご承知のとおりであります。

私は県下、平準化された中での国保制度の運用、安心・安全の確保は望むところでありまして、その中で市は今までの経緯を踏まえ、独自の改正税率案を算定しながら、3%から4%の税額減の予算組みを行ったことは、大変評価するところであります。

また、国も今回の制度改正では、現役並みに所得のある一部高齢者等の負担増もありますけれども、一番の課題であります低所得者への軽減判定所得の見直し等も行いながら、あわせて国費の総額3,400億円——先ほど話がありましたけれども、既に投入しているところがありますので平成30年以降は1,700億円ですけれども——を投入いたしまして、国保財政の基盤整備を図り、そしてさらに医療費の適正化の努力に応える保険者努力支援制度も準備しながら、被保険者と自治体の負担軽減も考えているところであります。

この制度改革で、高齢者が多いために医療費の支出が多く、低所得者が多いために財政が安定しないという国民健康保険の構造的問題が解決するわけではないわけでありまして、引き続き、国へ現実にあつたさらなる制度見直しをし、市、行政としても、私たち地方議員としてもやっていかなければならないとは思ってはおります。この平成30年度から始まる新制度であり、まずは制度をスタートさせ、その中で検証する、そしてまた今のところ保険料は下がりますが、今後の保険給付の上昇での県への納付金増の心配もあるわけでありまして、そうならないための平素の取り組みとして、先ほども話がありましたジェネリック医薬品の活用、そして特定健診受診の向上などの取り組みは欠かせないものであります。これは先ほど委員長の報告からもありましたけれども、担当委員会でもこの点もしっかりと指摘をされておりました。

それらを進めても、さらに今後の被保険者の税負担状況によっては、また法定外繰入ということも考えなければならない事態も今後あるかもしれませんが、今回の制度改正は大いに意義のある第一歩と感じております。それに伴う、今ほど申しました国の取り組み、税額減に向けた市の独自の税率算定、それに伴った予算組みを評価いたしまして、平成30年度国民健康保険特別会計予算については、精一杯の努力と実践を私は感じているところであります。

ので、本予算については賛成いたします。皆様のご同意をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第8号議案 平成30年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第9号議案 平成30年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第9号議案 2018年度、平成30年度後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論に参加いたします。平成20年度の制度開始以来、新潟県では初めての保険料率の引き上げであります。均等割額1,600円の増、所得税率0.25%の増、平均保険料で年間2,645円の増という報告をされております。

後期高齢者医療制度について、そもそも我々日本共産党は国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別を押しつける制度であるということで、当初から反対をしましてまいりました。速やかに撤廃して、もとの老人保険制度に戻すべきという立場であります。

保険料は際限なく値上げになることが想定されます。いよいよ新潟県の後期高齢者、この制度にも保険料値上げが押しつけられることとなります。制度導入時、高齢者差別だとの批判をかわすため、導入された保険料軽減の特例措置、これが2017年度から段階的に廃止をされ、その分、負担が増えていきます。負担増は滞納者を増やし、医療抑制につながります。年金がどんどん減っていく中、負担は増え、困る方々が増えます。年をとって、安心して医療を受けられる、安心して老後が過ごせる制度とするべきであります。以上で反対討論にかえます。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第9号議案 平成30年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第10号議案 平成30年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第10号議案 平成30年度南魚沼市介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。私は第23号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正、介護保険料の引き上げの改正ですが、この反対討論の中でも触れていますけれども、だぶる点もありますが、改めて指摘をさせていただきます。

安倍政権が発足して以降、社会保障の自然増を押さえ込む改悪が、次々で行われてきました。介護保険でも要支援1、2と認定された人の訪問介護、通所介護が介護保険給付から外されました。さらに特別養護老人ホーム入所を原則要介護3以上に制限され、要介護1、2の待機者は受け皿の準備もないまま、待機者から排除されました。さらに、高額介護サービス費の負担上限の引き上げや、自己負担の2割、3割の導入によって、利用者への負担増が行われてきました。

一方、保険料を徴収されている年金は、物価、賃金スライドは実施されず、マクロ経済スライドによって削減が行われ、年金受給者の手取りは減る一方です。こうしたもとで、2018年の介護報酬改定では、診療報酬の改定に連動して、医療的ケアが必要な要介護者を医療から介護へ、病院施設から在宅への流れを一層強めるものとなっています。そして、介護保険を利用しない状態をつくる自立支援を重点的に評価して、介護保険からの卒業を迫る内容も盛り込まれています。

これでは、保険あって介護なしの状態が広がりかねません。今回施設整備で特養の10床が計画をされていますが、在宅の待機者が160人もいるもとは全く足りないのではないのでしょうか。国に対して介護保険の国庫負担割合を引き上げ、保険料の増額なしに介護報酬を引き上げ、介護労働者の処遇改善を進めることによって、必要な人材を確保し、誰もが安心して介護サービスを受けられるよう、制度改善を求めていくことを要望して、平成30年度南魚沼市介護保険特別会計予算への反対討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君　今回は歩む会を代表して討論をさせていただきます。先ほどの反対討論は、全く私には理解できないあれであります。第10号議案　平成30年度南魚沼市介護保険特別会計予算を討論させていただきます。この介護保険特別会計予算は、前年度より1億1,900万円増の64億3,500万円と、増額にはなっておりますが、これは年々増加する高齢者のことを考えるとやむを得ないと私は思っています。今後、団塊の世代を迎える中に、毎年この介護保険制度というものはまた増加するものと私はそう思っています。

この介護保険制度は、2000年度から始まりました。今回、この第7期介護計画でございます。第6期計画までは、それこそ介護予防、また介護従事者の少ない中で、真剣に介護認定の皆さん方が真剣に取り組んできたものと私は確信しております。この第7期計画は、一番の問題はやはり介護人材不足です。この人材不足の対策として、介護職員初任研修者受講料の全額補助や、高齢者による介護ボランティア制度の取り組み、また、地域包括システムの構築などに向けた検討を積極的に進めた予算だと私は思っています。

この介護保険の所得に応じて、11段階に応じた中で、きちんと取り計らっております。私の地域を見ましても、それこそ毎回介護のお世話になっている人が本当に多いのであります。そうして、私も母親が94歳で介護のお世話になっております。今、先ほど反対者が介護3以上は、1、2だとか、対応にならないと言っておりますが、やはりこの南魚沼市の介護制度はそういった介護1でも2でも、こういった家庭の事情やそういったことも考慮しながら検討していくと、そういう今の介護保険の制度に頑張っているところでございます。

こうした介護制度の本当に頑張っている姿をみますと、私は本当に介護、温かい声援を送ってまいりたいといつもそう思っています。そういった意味で、この第10号議案　平成30年度南魚沼市介護保険特別会計予算について、どうか全員の皆さん方の賛成をよろしく願います。以上で討論を終わらせていただきます。

○議　長　次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　第10号議案　平成30年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対して、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。先ほどの反対者は、保険料引き上げという部分が大きな理由であろうと思っております。その中でも、自己負担の引き上げであったり、年金引き下げは介護保険とは直接関係ない話であります。そして、要介護3以上の入所を、これは禁止をしているわけではなくて、ここから切っていこうという話でありますけれども、南魚沼市の介護保険会計を考えたときに、2025年問題、多分、反対者も聴講なさったと思いますけれども、地域包括ケアこれの講演会がありました。南魚沼市人口の推移等々をみた中で、その介護認定の数が恐らく横倍だと。これ以上施設を増やしていくと大変ですよということを講演の方もおっしゃっていたわけです。

そういうのを考えたときに、待機者が非常に多いという中で、施設整備をどんどん進めて

いったときに、どういうことが起きるかというのは、これは明々白々であります。そしてまた、この保険料引き上げについてでありますけれども、今回は第7期の初年度に当たって、歳入歳出合計がそれぞれ64億3,500万円と、特別会計中第一の会計規模となったというところと、特に保険給付費が60億円、60億1,767万円と、ついに60億を超えてきたと、こういう状況が起こっている。このことをよく考えていただきたいと思います。

これを国の制度が反対だからといって、南魚沼市の介護保険関係に反対をするということは、私はちょっと違うのではないかと考えています。担当課は非常に積算を大変苦労したと思います。特に昨年度から始まったニーズ調査。私たちからいわせれば不十分だなと思いつつも、丁寧なニーズ調査を行ったと思います。その中で、一番南魚沼市でこの介護保険で問題なのは、介護保険事業に従事する従業員が圧倒的に少ないということなのです。そしてまた、その大もとである計画をつくるケアプランナー、これが不足をしている。こういうことが南魚沼市の一番重要な問題なのです。

ここを介護保険だけでできるのかという部分もあります。これはやはり担当課ばかりではなくて、議会も一緒になってこの部分を解消していくということに取り組まなければならないのです。そういう意味でいくと、今回の平成30年度のこの予算については、大変厳しい数字が出てはきておりますけれども、担当課としてはよくつくった、つくり上げた予算だということは評価しております。

その中でも国は、共生型地域密着介護と障がいと、これを合わせたような部分を地域でやれということで、このことを条例にもってきたわけです。このことはこれからの南魚沼市にとって、施設から居宅へ、けしからんといっている場合ではないのです。施設から居宅であっても、こういうものをきちんと使いながら、いかにして介護が必要な方たちが介護保険が使えないというような、そういう状況をつくり出さない。そのために一生懸命努力をしていくものだというふうに思っております。同僚議員、多くの方から賛成をいただいて、第7期スタートの年であります、頑張れという応援をしていただきたいと思っております。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 未来創生会を代表いたしまして第10号議案 平成30年度南魚沼市介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。賛成の3番目でございますので、重複するところは極力カットしてまいりたいと思います。

一般質問でも取り上げましたが、増加し続ける高齢者にとって、安心できるまちづくりが政策にあらわれているかどうかについて検討いたしました。高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定過程において、関係各所へのアンケート調査を確実に反映させるべく取り組んでいる点や、人口動態の調査、ひとり暮らし高齢者への対応もしっかり検討されているものと感じております。特に、介護人材の確保と育成については喫緊の課題として取り組み、また、



地域包括ケアを推進すべく勉強会を開催していることなどを大いに評価し、期待を込めてこの予算に賛成いたします。多くの皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 10 号議案平成 30 年度南魚沼市介護保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 11 号議案 平成 30 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 11 号議案 平成 30 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 14 号議案 平成 30 年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 14 号議案 平成 30 年度南魚沼市病院事業会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。再開は3時5分といたします。

[午後2時47分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後3時05分]

○議 長 新潟日報社より写真撮影の願いが出ておりますのでこれを許可いたします。

○議 長 日程第9、第36号議案 市道の路線変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第36号議案 市道の路線変更についての提案理由をご説明申し上げます。今回の市道の路線変更は、1路線につきまして、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。路線名は宇津野川端線でございます。下段の表をごらんください。路線番号、道路種別、起点の地番につきましては、変更はございません。終点の地番、延長、幅員、主な経過地につきましては、変更後の欄に記載のとおり変更させていただきたいものでございます。

この市道は、昭和57年に認定された路線であります。県道一村尾六日町線を起点とし、農道へ接続する路線でございますが、現在、新潟県が進めている県道一村尾六日町線の道路改良事業と一体的な事業効果を見込み、県道城内焼野線までを連絡する道路として、増加する交通量に対応するため道路改良を目的として路線の延長を行う路線変更を行いたいものでございます。

それでは3ページをごらんください。終点を県道城内焼野線まで路線延長を行う変更をしたいものでございます。これによりまして、変更後の延長は908メートルとなりまして、240メートルの延長増となります。市道認定基準によります、県道と県道を相互に連絡する道路に該当することから、路線変更をお願いしたいものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 採決いたします。第36号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第37号議案 南魚沼市トレーニングセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 37 号議案 南魚沼市トレーニングセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。本案はトランポリンとボルダリング、トレーニングジムを新たに設置して、新装オープンいたしました、南魚沼市トレーニングセンターを指定管理施設として新たに指定管理者を指定したいものであります。平成 29 年 4 月 1 日のオープン以来、一部業務を管理委託し運営をしてきたところでありましたが、オープン以来、好評を得ており予想を大幅に上回る利用となっております。トランポリンやボルダリング等、特殊な施設も設置されているため、より安全に効果的な活用を図るため指定管理者を選定し、委託したいものであります。選定に当たりましては、公募により募集をしたもので、1 者からの申し込みがあり議案のとおり指定したいものであります。

議案 1 ページ、1、公の施設の名称は、南魚沼市トレーニングセンターで、2、指定管理者に指定する団体は、株式会社ベースボール・マガジン社であります。3、指定の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間としたいものであります。

3 ページからは事業計画書であります。4 ページ、1、施設管理の基本方針では、効率的で効果的な管理運営と活用に努めるとともに、生涯スポーツの普及及び競技力の向上に係る事業を展開し、健康増進とスポーツ振興に寄与するとともに、総合型地域スポーツクラブ「スポーツ&ライフ南魚沼」と連携しながら、よりよいサービスを構築していくとしております。2 は施設の概要、3 は職員配置で、4 の利用料金は条例の範囲内で定めるものであります。5、収支計画では予算規模を 1,100 万円程度とするものであります。

6 ページ、6 は団体の概要で、主な実績では①大原運動公園を管理運営する BMS 南魚沼スポーツコミュニティの代表であり、また、③大原運動公園野球場のネーミングライツの契約をしております。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 ページと 5 ページにかかわりがありますけれども、この施設ですが、当初、BMS のほうへということであったのでしようけれども、応募がベースボール・マガジン 1 社となればそれも致し方ない部分であります。前々から言っているように、この施設の特殊な器具等々を考えると、トレーナーであったり、コーチであったりというところの配置が非常に大事だと言っているながらも、この 4 番の職員配置をみると、経理とか庶務責任とか企画運営、整理整頓というところなものですから、結局はそのベースボール・マガジン社自体も専門家を、コーチ、あるいはトレーナーとして置くということまでは要請をされなかったから、こういう人員配置でやるというふうになったのかということをお伺いいたします。

人件費 700 万円でありますけれども、常勤が 1 人ということですから、多分あそこに常勤が 1 人で、兼務といわれている人たちが大和のベースボール・マガジン社のほうから

兼務ということで来られるのかなというふうに思っていますけれども、この常勤と兼務というところの内容をちょっと説明していただきたい。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 センター職員につきましては、副センター長が上級体育施設管理士の資格を持っておる者、センターリーダーとしまして健康運動指導士を持っている者ということで最近、採用しましたベースボール・マガジン社の職員で、いろいろな資格を取得している者がございまして、そちらの者が当然、常勤になることはできないもののけれども、そのような形での配置になっております。

兼務、常勤の部分につきましては、大原運動公園の職員、それから新潟支社が大和地域にございますけれども、そちらにいる職員、それとこのトレーニングセンターということで、朝から夜までというふうな形になりますので、ある程度の人数をぐるぐると回しながら、最低でも常に1人はいる。繁忙期には2人。例えばゴールデンウィークですとか夏休み期間、繁忙期が予想されるときには、2名体制も考えているというふうな状況でございます。以上です。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 答弁漏れ。指導者がいるか、いないかという……（何事か叫ぶ者あり）はい。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この常勤の方の指導士という部分でありますけれども、一般的にトランポリンとかボルダリングと、こういったものを、多分含めた指導士ではないと私は思います。そうすると、当初、子供がボルダリング、非常によかったのですけれども、トランポリンについては、私もあそこに何遍か行ってみましたけれども、来ても、競技用のトランポリンというのがわかると、なかなかやっぱり続けられないのです、はっきり言って。そうすると、競技用のトランポリンになるとすると、やっぱりそれなりの指導者をつけないと、今後もけが等もありますし、本当にここがトレーニングセンターとして活用されるというためにはこれは絶対必要なのですよ。なので、これはリーダーの方がそこまで今度は勉強してきてやるんだということなのか、ちょっとお伺いします。

ボルダリング教室については、そういうのが好きな方が来て、ボルダリング教室をやりました。ですが、本当に子供を鍛えていって、競技者として育成できるのかというところはちょっと、これだとちょっと不明かなと思うので、そこら辺は担当課のほうとしたらどういうふうに育てていくつもりなのかちょっとお聞きしたい。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ご指摘のとおり、現段階ではベースボール・マガジン社におきまして、トランポリンの部分での指導者はおりません。当然、今後そのままでもいいとも考えてはおりませんので、相手様のあることではございますけれども、担当課としまして協議をしながら指導ができるような体制を整えていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 これから第二の総合型地域スポーツクラブ、恐らくはBMSさんになるということですが、その中のメニューの中にここも入っているわけですね。当然、ここを使った部分がね。そうすると、ここを受けられたベースボール・マガジン社が今度は主体となった第二のスポーツクラブというふうに考えていくのか、あるいはBMSを主体とした第二のスポーツクラブというふうに考えていくのか。そこだけちょっと考えをお聞かせ願いたい。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 今、大原運動公園を受けていらっしゃいますBMSですけれども、主体の団体はベースボール・マガジン社で、ミズノ社から1名、それからサトスポーツさんから1名ということで、人数的にもベースボールが主体ということで、ことし1年間、トレーニングセンターBMSという形で、受け皿としてはBMSという形で通常の管理委託を受けていただいたのですけれども、実質的にはミズノの社員の方であったり、サトスポの社員の方は大原運動公園のほうでもう手いっぱいというような形の中で、実質的にことし1年につきましても、会社といいますか受け皿としてはBMSであったのですが、ベースボール・マガジン社が実際には行ったというような形の中です。今現在、動き始めておりますスポーツ&ライフにつきましても、ベースボール・マガジン社主体というふうなことでございます。以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 料金的なことと、ちょっとお聞きしたいのですけれども。料金は条例とおりですので金額的に問題はないのですけれども、例えばボルダリング、トレーニングジムそれぞれ2時間、150円なり250円ということであるのですけれども、施設の中に入ってボルダリングだけやる人はそれはそれでいいですよ。そこら辺のこっちのジムのほうもやろうかというような人も多分あると思うのですけれども、そこら辺のこの何といいますか誘導というか方向性というか料金徴収というか、そこら辺はうまくいくのかと単純に聞いてみたいのですけれども、それが1点。

そして、この施設は、今までなかったので大変期待するところが大きいのですけれども、下のほうの収支計画の中にある自主事業。収入を伴う自主事業150万円が計画されています。これは具体的にどんなのが想定されるのか、2点お伺いします。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ボルダリングとトレーニングジムにつきましては個人利用ということで、こちらにつきましてはセット料金というものもございます。あと、単独で利用している方が途中で両方使いたいというときに窓口においていただいて、対応ができるような形になっております。あと、事務室のほうからトレーニングジム等をのぞけるような形にもなっておりますので、その辺は問題なく対応ができているかと思えます。

あと、自主事業の150万円につきましては、ちょっと「自主事業」という表現自体がわか

りづらかったかもしれないのですけれども、スポンサー収入を得たい。大原運動公園でやりますと野球場の中にもバナー広告といますか、いっぱい張ってあるかと思うのですけれども、同じような形で事業広告を掲示するような中で、スポンサー収入というふうな形をメインに考えているところがございます。以上です。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 私このトランポリンとかいろいろなところの、石打トレセンがよかったなと思っているのは、指導者がいなくても、やったことがある——要はある意味専門家の人たちが、いる子たちに教えているというアットホームな雰囲気もあったのですよね、その利用者同士のつながりで。例えば、昔、学童保育の卒業生が後輩をまたかまっていってとか、部活でいえば今まで一生懸命やっていた人たちが後輩を指導していくみたいな感じで、全然つながりのない方たちがうまくそこにいる、自分たちもやっているけれども隣で新しくやっている人たちを教えていくみたいなのもあったのです。

それはもう今までどおりベースボール・マガジンの人が受付にいたわけですがけれども、そういう雰囲気というのをやっぱり私はすごいよかったなという思いがあるので、素人だからだとかそういうのじゃなくて、やっぱり今までのよかった雰囲気をこれからも残していってほしいなという。一部では、もう専門家がいなければだめだ、だめだというのがあるけれども、私はそういうふうな専門家も当然、教室なんかも受けていくというのも重要だと思うけれども、それもやっぱりやってほしいなという思いもある。今までどおり、いる人たち同士で教え合うというそういうアットホームな感じで、人が人を教えていく、それでいい循環になっていくような施設になってほしいという思いがあるのですけれども、ちゃんとそういう視点を持っているかどうかについてお願いしたいのですが。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 アットホームということで、非常に前向きといたしますか、いい印象をもっていただいているということでありがたく思っております。トレーニングセンターにカメラがついていまして、私も自分のスマホでいつでも見られるような形になっており、時々見ております。それを見させていただいた中で、家族の方がやっていたり、また、大人同士で教えているような姿も見ておりますので、非常にそういう部分ではよろしいかなと思っている部分もあります。

ただ、トランポリンの中に一度に2人入らないでくださいというふうなお願いもしているのですけれども、2人入っている姿が見えたりもすることもあったりして、そこがうれしく思う部分と、ああちょっとうまくいっていないなと思う部分もあったりするところではあります。今、いただいたようなご意見も非常に貴重な意見だとは思っておりますので、それに対して我々のほうでやめてください、というふうな部分は、特には考えておらないのですが、ただ、危険なことがそれに伴うようであってはいけないというふうには考えておりますので、トランポリンは1人は1台、1つのネットの中に、2人は常時入らないような形でお願いしたいというふうなことで考えておりますので、そのルールはきっちり守った中で行っていた

だく分には差し支えないかと考えております。以上です。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 わかりました。危険なことがないように、これからも指導を続けていくというのが答弁の中であるわけですけれども、私がすごく思うのは、市民のほう、利用者のほうから危険なところに対しての指摘もあると思うのです。例えば、トランポリンのマットの外のふち、そこの鉄のところを危ないよ、というふうなのがあるけれども、1年たってもまだ直らないから30年度に、直していくのかなとか、そこを何かカバーしたりして危なくないようにするのかなとか、そういう思いがあるのかどうかだけ。そして、指定管理にわたしていくというのは、やっぱり重要だと思うのです。そういう視点があるのかどうかについてお願いします。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 今ほどのご指摘は、以前、塩谷議員からいただいたお話ですけれども、実は先日その工事が終わりました。水道管に巻きつける保温材のようなものを、一番外側の木の枠のところにくっつけてまして、その安全対策のほうは終わっております。

あと、ボルダリングのマットを下に敷いてあるのですけれども、それもずれると非常に間に隙間ができたりするということなので、一番外側に枠が当初あったのですけれども、その枠をさらに高くしてマットがずれないように対策も、今回行いまして、その状態でより安全性を増した中で、指定管理者に引き渡すというふうな形を取らせていただいております。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 確認ですが、大原運動公園の指定管理者と同じになるのではないかというような話を、当時、聞いた覚えがあるのですけれども、大原運動公園の主とするものがベースボール・マガジンだから、今回はベースボール・マガジン単独できたんだという感じなのか、その辺。

そして、今度は人員になると相互的な乗り入れがあるような話も聞こえるのですが、もう少し一般的にみるとBMSがベースボール・マガジン野球場をやっていると、大原運動公園をやっていると。それでこれもそうだという形のほうが、私はいいと思うのですけれども、何かその3者の中での関係があるのかな、何て思ってしまうのですけれども。その点は実務的な実働的な部分で、もうベースボール・マガジンだけなのだというような感覚なのか。その辺をひとつお聞きします。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 今回は公募によりまして、ベースボール・マガジン社さんが1社で応募してきたというところで、当然、私としても今まで委託はBMSさんにしていましたので、ちょっと違和感を感じる部分があり聞いたところ、先ほど答弁しましたとおり、実質的にといいますか、もうベースボールさんが今のトレーニングセンターの管理をするような形の中で行っているというふうなことで、BMSにする必要性がないといたら変ですけど

も、ミズノ社さんとサトウスポーツさんの部分のかかわり合いの部分で、もう大原のほうで手いっぱいになっているというふうなことで、今回はベースボール1社で応募させていただきましたというふうに伺っております。以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、大原運動公園がミズノさんとサトウスポーツさんで、手いっぱいになっているという、それはやっぱりちょっと話が違うんじゃないですか。それはそれを分け隔てて指定管理を受けているのならいいけれども、BMSで指定管理を受けて大原運動公園を全てやっているということで、皆さんも我々も思うわけです。ですから、手いっぱいだから今回はベースボール・マガジンだけでというのは、どうもその通りが一般的にはおかしいなというふうに思うのですよ。もっと拡充すればいいわけですから。仕事が増えるのだから、拡充する形で、それだけの企業体だと言われればそれまでですけれども。ちょっと私は当初、話を聞いていたものだから、指定管理にするときは多分、大原運動公園と一緒になると思うよ、というような話を聞いていたものだから、そこに何が発生するのかなとこういう考えになってしまうのですよ。

今、課長もいみじくもちょっとなと思ったけれどもというような話は、もう少し明確にしていたほうが、私はいいのではないかなと。そして連携して3社できちっと保持しながら進むという形が、私はいいのではないかなというふうな気がしましたが、所見があったら伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 指定管理の公募というものは、我々が組めだとか、別れろだとか言うわけにはできませんので、トレーニングセンターの指定管理をどうですかと言ったときに、たまたま企業体を組んでいたベースボール・マガジン社が手を挙げました。我々はベースボール・マガジン社の実績からいけば十分、大丈夫ですよと判断をしたと。

ただ、いろいろなことから聞かれたときに、なぜ企業体を組んだところが受けなかったことについては聞いてみましたということですから、我々が組めだとか、単者でやれだとかという筋のものではないというふうに思っています。手を挙げて受けてもらったところに粛々と受けてもらったと。審査した結果、問題がなかったということだと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。



○議 長 採決いたします。第 37 号議案 南魚沼市トレーニングセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 37 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 38 号議案 権利の放棄についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは、第 38 号議案 権利の放棄についてご説明申し上げます。本件につきましては、平成 12 年度から平成 16 年度までの水道料金 739 万 7,701 円につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、債権を放棄したいものでございます。

それでは説明を申し上げますので、議案資料の 3 ページをお開きいただきたいと思っております。初めに債務者であります、魚とし旅館の経過についてご説明申し上げます。平成 24 年 3 月 26 日に破産手続が始まっております、平成 24 年 9 月、平成 26 年 3 月にそれぞれ不動産競売等々がございましたが、最終的には入札者がなかったというようなことであります。

そして、それらを踏まえて、平成 26 年 8 月 27 日でありますが、不動産の換価を破産管財人が放棄をするということで、破産管財人が債務者の債務が今以上に膨らまないようにということで、早めに放棄をしたというような状況になっております。

それを踏まえて平成 26 年 10 月であります、破産財団の債権の配当ということで水道料金分につきましては、2,709 円の配当がございました。これをもちまして平成 26 年 12 月 4 日付で破産の手続の廃止の決定がされております。

これをもちまして破産管財人の破産整理は全て終了ということになりましたが、それ以降、不動産等の資産がまだ残っておりますので、平成 28 年 11 月 29 日に不動産等の資産の整理をするための清算人が選任をされております。それで、選任をされて、平成 29 年 2 月 23 日に、最終的にその不動産の整理が全て終了したということで、清算が終了し、法人格がこの時点で消滅をしているということでもあります。

2 番目であります、市に対する債務ということで、水道料金につきましては 842 万 1,507 円、平成 12 年度から平成 24 年度までということでございます。下水道の使用料でございますが、276 万 6,022 円。これは平成 15 年度から平成 24 年度までということであります。

それから、市税であります、金額につきましては 7,449 万 3,407 円、平成 16 年度から平成 29 年度までということで、債権の合計としましては 8,568 万 936 円ということになります。

3 番目、今後ということではありますが、水道については今回の議案によりまして債権放棄をする分と、1 ページめくっていただきまして 4 ページのところへ専決処分書の写しがございますが、これが 1 件 50 万円未満の債権ということで、6 件で 102 万 3,806 円ということで、この平成 17 年度から平成 24 年度までの 6 件の 102 万 3,806 円につきましては、平成 30 年度の 1 月 31 日付で専決処分としているものでございます。

それから、下水道使用料と市税でございますが、両方とも平成 30 年 3 月 31 日付で滞納額

全額について、不納欠損処理としたいものでございます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、議案の説明をいたします。1番としまして、放棄する債権でございますが、先ほど申し上げました平成12年度から平成16年度までの水道料金、金額が739万7,701円ということで、年度別の内訳、債権額、収入済額、債権放棄額については記載のとおりでございます。債務者氏名は、株式会社魚とし旅館、債務者住所は記載のとおり南魚沼市六日町1418番地になっております。

2番目としまして債権放棄の理由でございますが、平成29年2月23日で株式会社魚とし旅館の残余財産の換価清算が終了しまして、破産法第35条の規定により法人格が消滅したことにより、時効の援用が見込めず債権回収の見込みがなくなったことによりまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定により債権を放棄したいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3ページの市に対する債務合計8,568万936円に関してでありますけれども、これが所有権移転登記は平成29年2月23日に行われたわけでありまして、これ以後については現在の所有者から水道、下水道、固定資産税、都市計画税ですかね、こちらのほうは対象者になるわけですから、当然納めていただくわけでありまして。平成29年残りについてはそれを考えずに、平成30年1月1日からの所有ということで、実際に賦課される部分については、平成30年1月1日以降だというふうに考えているのか。あるいはこの登記が終わったあとから新しい所有者が確定をしたわけですから、その方にお納めいただいているのか。そこをちょっとお聞きをしたいと思っております。

それから、その市税、固定資産税7,449万円でありますけれども、平成16年度から平成29年度までの分ということでありましたが、たしか不納欠損処理とかでいって平成15年までの間に、不納欠損処理とかいうことではやってないはずなのですよ、固定資産税はね。ずっと、請求をし続けるという立場をとってきたはずでありますから、この平成15年度までの分についての市税、固定資産税、都市計画税でありますけれども、これについては不納欠損はしていないはずですけども、その辺を2点、確認をしたい。

○議 長 税務課長。

○税務課長 先ほどの平成15年度までの件でございますけれども、今、うちのほうで固定資産税として残っているのが、この平成16年度から平成29年度までということでございますので、それ以前については不納欠損処分等で債権としては\_\_\_\_\_（議長職権削除）。以上です。

○議 長 質疑を終わることに……（「新しい所有者」と叫ぶ者あり）

○議 長 税務課長。

○税務課長 新しい所有者につきましては、固定資産税の関係でございますけれども、1月1日時点の登記ということでございますので、新しい所有者のほうに5月に納税通知を出

すべく、今、準備をしているところでございます。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると平成 29 年 2 月 23 日に所有権移転登記は完了でありますよね。この時点で新しい所有者が、多分、確定をしたわけであります。そうすると、この平成 29 年度分については、固定資産税は賦課しないということで考えていいわけですか。

○議 長 税務課長。

○税務課長 先ほども答弁させていただいたように、固定資産税についてはその年の 1 月 1 日を基準日ということでございますので、平成 29 年度につきましては平成 29 年の 1 月 1 日の所有者ということでありますので、魚としさんに平成 29 年度は課税をさせていただいて、3 月 31 日で不納欠損処分をするということでございます。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 いわばその今までの部分ですか、駐車場整備も大体、終わったみたいでありますし、中のほうの整備も新しいところですよ、終わったというところでもありますので、そうすると平成 30 年度については、今度は評価に入るわけですよ、今度は評価を。そうすると、税務課としては何月ごろにその、立ち入って評価をしてくるというふうにお考えなのか、これをお伺いしたい。

○議 長 税務課長。

○税務課長 建物評価ということでございますけれども、これにつきましては木造の建物ではございませんので、税務課の職員ではなくて、県の県税部のほうに評価のほうのお願いをさせていただきます。

したがいまして、建物が完成をした暁には、県税部のほうから評価をしていただいて、当然 1 月 1 日はまだ完成をしておりませんので、建物に関しては来年の 31 年度の課税ということでございます。以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 清算金は何か 2,709 円とかという話ですが、破産手続、要するに総額については公表できますか。要するに負債総額というか、それについて、市がどれだけの割合だったというところで、さっきの数字が出ていると思うのですけれども。いかがでしょうか。

○議 長 税務課長。

○税務課長 今ほどの質問は、債権の配当金額の総額という質問かと思うのですけれども、ちょっと私が今、手元に資料がございませんので、調べて答弁をさせていただきたいと思えます。以上です。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 破産財団の整理による配当ということで、平成 26 年 10 月 3 日付で文書がまいっております。破産財団の債権の総額でございますが、2,971 万 3,826 円というふうになっておりまして、そのうち弁済可能額が 162 万 7,951 円。その中で市への配当ということでありますが、水道料金については先ほど申し上げたとおりでありまして 2,709 円、そ

れから下水道使用料については 3,013 円、それから市税については 125 万 7,893 円というような内容になっております。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 最初のほうがちょっと聞き取れなくて、ただぶって話をしますが、通常こういう報告をするときには、負債総額が幾ら幾らで、我々の権利が幾ら幾らで、そうすると配当がこれだけで終わってしまったと。あとは不納欠損だということになるのが普通ではないかというふうに思うのですけれども、何かわからないけれども、これだけ不納欠損させてくださいということでは、ちょっと説明が足りないのではないかなと思ったもので聞いたわけでありませう。いや、そういうのは教える必要がないのだと言われればそれまでですがどうでしょうか。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 失礼しました。債務者の負債の総額ということですよ。それについては、私どものほうに情報はきておりません。負債の総額が幾らというのはきておりませんが、私どものほうに連絡がきたのは、平成 24 年 3 月 26 日に破産手続が始まっておりますけれども、この段階での要は破産管財人が整理をすべき債権、いわゆる破産財団の債権ということで、先ほど申し上げました総額が 2,971 万 3,826 円というような数字がきておりますが、債務者の負債の総額ということについては私どものほうには報告は上がってきていないという状況であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 38 号議案 権利の放棄については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 38 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 39 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 39 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして提案理由を申し上げます。このたび人権擁護委員として 1 期 3 年間にわたりご尽力いただきました貝瀬秀行さん、平成 30 年 6 月 30 日付で任期満了となり退任をされることとなります。貝瀬

さんの後任としまして野口里加子さんを人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

野口さんは宗教法人槻岡寺の責任役員として精力的に活動される傍ら、長年にわたりまして日本水泳連盟の指導員として競泳選手の指導に大変尽力されるなど、人格識見ともに、まさにすぐれた方であります。

なお、任期は平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間となります。よろしくご審議の上、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第39号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、野口里加子氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第39号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第13、第40号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第40号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明申し上げます。清水地域の合併処理浄化槽の整備については、「辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画」いわゆる総合整備計画を策定し、取り組みを進めてきたところであります。

この計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律の規定に基づき、辺地に該当する地域において公共施設を整備し、地域の利便性の向上や活性化を図るため、財政上の計画を定めるものであり、この計画に基づき実施する公共施設の整備に必要とする経費については、財政運営上有利な辺地対策事業債をもってその財源とすることができるものであります。

平成25年度からの5年間の総合整備計画において、計画終了の平成29年度末までにまだ整備が終わっていない世帯が残ることから、改めて5か年の計画を策定し、辺地対策事業債を活用した整備を進めようとするものであります。当該総合整備計画の策定に当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の第1項の規

定により、議会の議決をお願いするものであります。

3 ページからが総合整備計画書で、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に係る法律施行規則第 6 条の様式に基づき、県と協議したものであります。

6 ページの 4、公共的施設の整備計画では、計画期間を平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とし、合併処理浄化槽 3 戸、事業費が 540 万円、財源内訳として一般財源 204 万円のうち、辺地対策事業債 160 万円を充当するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 40 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 40 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 41 号議案 南魚沼地域広域市町村圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協議についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 41 号議案 南魚沼地域広域市町村圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協議についてご説明申し上げます。南魚沼市と湯沢町における南魚沼地域広域市町村圏構成市町の公の施設の相互利用につきましては、公の施設を相互に利用することにより、施設の効率的な利用を促進し、南魚沼地域市町村圏域の一体化と住民等の生涯学習、文化及びスポーツレクリエーションの振興を図り、福祉の増進に寄与することを目的に地方自治法第 244 条の 3 第 2 項及び第 3 項の規定により、平成 17 年 10 月 1 日に協定を締結したものであります。

その後、12 年以上が経過する中で、施設の整備や廃止、それに伴う所在地の変更等が、南魚沼市及び湯沢町双方で発生していることにより、相互利用対象施設を定めた協定書別表を現状に合わせて改正したいもので、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議

決をお願いするものであります。

改正内容につきましては、5ページから7ページの新旧対照表に示すとおりであります。現行と改正案が対比されておらず、比較しづらい表になっておりますが、改正案につきましては施設がわかりやすいように管理区分、目的別に整理したものとあります。

5ページ新旧対照表をごらんください。最初に現行で削除したものは、2段目、欠ノ上セミナーハウス、中ほど屋外体育施設の余川グラウンドと欠ノ上青少年野外教育活動広場、6ページでは9段目、ふるさと会館。7ページの一番下、湯沢勤労青少年体育センターであります。

5ページに戻っていただきまして、改正案のほうで追加となっているものは、平成17年の協定締結時に挙げていなかった施設も含めまして、中ほど8段目、塩沢セミナーハウス、1段飛ばして、南魚沼市トレーニングセンター、6ページ上段、小栗山サンスポーツランド、1段飛んで、すぱーく塩沢、以下、南魚沼市農村環境センターの上田と中之島、大原運動公園、下から5段目、中之島農村広場、以下、浦佐体育施設の体育館とグラウンド、五十沢体育施設の体育館とグラウンド、7ページ最後、中央公園の一番下、グラウンドゴルフ場とフットサルコートであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・中沢一博君。

○中沢一博君 3点お伺いいたします。この部分を見ますと平成17年度にということですので確認ですけれども、取り決め等の内容の部分は変わらないというふうに理解しているのかという部分です。やっぱり優先順位とかそういう部分が多分あるかと思っておりますけれども、この部分の確認を、まず1点したいと思っております。

2点目であります。広域というこの相互利用という部分で出ております。今回のご当地ナンバーという部分もおわかりのとおり、広域の考え方ですね。例えば私は今回のナンバーを見てもわかるとり、広域ということで今まで湯沢とやっておりましたけれども、例えば十日町市さん、魚沼市さんそういう部分に対する協議というそういうものは、今までやったことがあるのかどうか。そういう部分をやっぱり市民の声を聞いた中で、そういう部分がどのように担当部署のほうは考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

3点目であります。この施設の利用でございますので、関係ないといえれば関係ないかもしれないけれども、これはやっぱりどうしても私は聞かなければいけない部分です。体育施設の予約システム整備事業という部分が、今まで当初は計画したけれども、今年度の30年度以降の総合計画を見ますと、未定というふうになっております。当初はすぐやりたいという、そういう公平さを、利便性を考えて、すぐやりたいというそういう方向であったけれども、今はそうじゃなくてこれを見ましたら未定というふうになっています。何がやっぱりそういうふうにしてしているのか、その部分を、ぜひ、お聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1点目と2点目についてお答えいたします。1点目の取り組み方に変更があるのかということでございますが、変更についてはございません。これは湯沢町とこの協定を提案させていただく前の事前協議の中で確認をさせていただいております。

2点目の広域の考え方でございますが、今までは湯沢町とだけであったが、魚沼市や十日町市そういったところとの連携について、これまであったのかどうかという点でございますけれども、ご存じのとおり定住自立圏の取り組みですとか、あと例えば一部事務組合で特別養護老人ホームの組合、そういったものでの連携というところもございますし、また、上越線、またはほくほく線といった沿線自治体としての取り組み等を行っているところでございます。それぞれの状況に応じて連携をしながら、課題解決に向けた取り組みを進めてまいりたいと思います。以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 中沢議員がおっしゃっている体育施設の予約システムのことですけれども、元来、予約システムを運用してまいり、現在予約システムは、多分、予約状況が閲覧できるような状況になっていると思います。夏休みの合宿等について、いつも各塩沢地域、六日町地域、大和地域で予約の仕方がちょっと異なっておりまして、その関係で連絡調整を図ってまいってきたのですが、なかなかその調整がつかず、現在に至っているところでございます。昨年ずっと何年来、ご指摘いただいているところですが、なかなかその手法で調整がつかないということで現在に至っているということでございます。以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 広域連合に関しましていろいろお聞きしましたけれども、その中にはじゃあ施設の利用等も今後、考えていくということで私どもは受け止めていいのかどうか確認させていただきたいと思っております。

それと、例えば今この施設を見たときに、例えばここは商工観光課と生涯スポーツ課と両方の部分があります。例えば今年度、生涯スポーツ課と商工観光課の連携等は大事かと思えますけれども、何回ぐらいやりましたでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

それともう1点。やはり私は、いろいろ各町村でいろいろ歴史がありますから、一概には変わらないというのは、いつも知っています。聞いておりますからわかります。その分で、皆さん方は本当に公平性という観点で、問題はないというふうに思っているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1点目の広域的に施設利用をこれからも取り組んでいくのかという点でございますが、これは公共施設管理計画という話の中でも大事になってくるのですけれども、今、市にない施設であったり、市にあるけれどもほかの自治体にない施設というのは、いろいろさまざまだと思います。そういった組み合わせの中で、あえてこの市になくてもいいじゃないか、あえてこの市の施設を利用してもらえばいいじゃないかという考えの中で合意形



成が図られるもの、また、その合意形成の中で市民の生活や利便性が脅かされるものではないもの、そういったものにつきましては、積極的な連携を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 商工観光課と利用調整を図ったかということですが、ちょっと私のほうにちょっと今、報告を受けておりませんので、申しわけありません、ちょっとその辺は確認させていただいて、後で答弁させていただきたいと思います。

公平性ということに関しては、いつもそういう観点で予約状況システムをつくるというときには考えてはおるつもりですけれども、なかなかその辺で従来やってきた部分もございまして、なかなかその辺で進まない部分と考えております。今後その皆さんの利便性を高める意味を含めまして、進めていきたいと思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 41 号議案 南魚沼地域広域市町村圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協議については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 41 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 42 号議案 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の受託についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 42 号議案 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の受託について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、昨年度から五日町の新潟県流域下水道処理場内に建設をしておりました、し尿等受入施設が本年 2 月 28 日に完成し、新年度から運用が開始されることに伴いまして、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の管理及び執行を魚沼市から受託するため、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、規約を定めたいものであります。

同条第 3 項で準用します、第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に従い、議会の議決を求めるものであります。

魚沼市のし尿及び浄化槽汚泥につきましては、平成 19 年度から南魚沼市の処理場において処理を行ってまいりましたが、当面の間の暫定的な取り扱いということで、平成 19 年 4 月 1

日付けで締結しました「魚沼市の汲取りし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する協定書」これに基づいて費用負担等を定め、処理事務を受託してきたところであります。

しかし、同じく処理事務を受託している湯沢町との間におきましては、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づいて事務委託に関する規約を締結して事務処理を行ってまいりました。

今回、新設をしました、し尿等受入施設の運用開始に伴いまして、魚沼市につきましても湯沢町と同様に地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づきまして規約を定めて、湯沢町と同一の根拠に基づいて事務受託を行う体制を整備したいものであります。

議案書の 1 ページをごらんください。

第 1 条は、委託する事務の範囲を定めるもので、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務及びし尿等の受入施設の設置及び管理運営に関する事務を、魚沼市が南魚沼市に委託するとするものであります。

第 2 条は、受託事務の管理及び執行については、南魚沼市の条例及び規則、並びに南魚沼市の一般廃棄物処理計画に従うことを規定するものであります。

第 3 条は、経費の負担について定めるもので、特別な経費を除き、搬入実績割合等により毎年協議して定めるとしたものであります。

第 4 条は、収支報告について定めるもので、毎年度終了後、速やかに収支明細を南魚沼市から魚沼市に報告するというものであります。

2 ページであります。第 5 条は、過不足の調整について定めるもので、当年度の実績により算定をしました負担額について、過不足が生じた場合は翌年度調整を行うとしたものであります。

第 6 条は、条例の制定改廃について定めるもので、南魚沼市が関係する条例等を変更した場合、直ちに魚沼市に通知をすることを定めるものです。

第 7 条は、補則としまして詳細な事務処理要領等は、両者が協議をして定めること。

附則としまして、規約の施行を新施設の運用開始に合わせ、平成 30 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 42 号議案 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の受託については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 42 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 43 号議案 湯沢町が南魚沼市に委託する事務の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 43 号議案 湯沢町が南魚沼市に委託する事務の変更について提案理由を説明申し上げます。

本件は、第 42 号議案と同様に、し尿等受入施設が新年度から運用を開始することに伴い、湯沢町が南魚沼市に委託をする事務について、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づいて締結しておりました規約を変更するという必要が生じたので、同条第 3 項で準用します、第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に従い、議会の議決を求めるものであります。

新旧対照表でご説明を申し上げます。3 ページをお開きください。現行の第 2 条第 2 号の「し尿処理施設」を、「し尿等受入施設」に名称を変更しました。

その下、第 3 号で規定しておりました、生活雑排水汚泥及び浄化槽汚泥処理施設につきましては、12 月の定例議会でもご説明申し上げましたとおり、平成 30 年 9 月末をめどに、正式に廃止する予定となっておりますけれども、浄化槽汚泥の処理そのものは、4 月 1 日からもう新施設での処理に統合されますし、生活雑排水汚泥の処理は、民間の処理施設において行うこととなりますので、この第 3 号の規定は、その意義を失うということとなり、今回これを削除し、第 4 号以降を 1 号ずつ繰り上げるというものであります。

その下、別表につきましては、経費の負担割合を定めるもので、第 2 条と同様に、第 2 項において施設の名称を変更し、第 3 項の生活雑排水汚泥及び浄化槽汚泥処理施設に係る項を削除するものであります。

なお、生活雑排水汚泥につきましては、新施設においては処理ができなくなるわけですが、4 月以降は、市内の民間業者が処理施設を設置しまして、処理を行う予定となっております。

このため、生活雑排水汚泥のうち、市に処理責任があります、一般廃棄物分につきましては、市が処理業者に処理を委託する予定であります。

また、排出事業者には処理責任がある産業廃棄物分、いわゆるグリーストラップ汚泥、これにつきましては、民間処理に移行することに伴い、処理費用の高騰が見込まれることから、3 年間に限定し、処理費用の一部を補助する予定としております。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 43 号議案 湯沢町が南魚沼市に委託する事務の変更に  
ついては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 43 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 44 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正につい  
てを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 44 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてご  
説明申し上げます。

今回の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行されます国民健康保険制度の改革に伴い、南魚  
沼市における国民健康保険税の税率等の改正を行う必要が生じたこと、また、この改革に合  
わせて、地方税法の国民健康保険税に関する条文にも改正が施されたことから、国から示さ  
れました準則に沿いまして、所要の改正を行うものであります。

本来でありますと、平成 30 年度国民健康保険特別会計予算の上程に合わせて、議会初日に  
上程すべき案件でありましたけれども、先ほど申し上げました、国からの準則通知が市町村  
に到達をしましたのが、平成 30 年 2 月 13 日であったために、初日上程に間に合わなかった  
ものであります。申しわけございませんでした。

国民健康保険制度の改革につきましては、予算審議の中等でもご説明を申し上げてまいり  
ましたけれども、都道府県が国保財政の責任主体となることに伴いまして、県全体で保険収  
支を算定し、保険税で賄うべき金額を国民健康保険事業費納付金として市町村に割り当て、  
市町村はこの納付金額を賄えるように、それぞれで税率を定め、賦課徴収するということにな  
りました。

納付金の算定に合わせて、県から標準保険税率、標準保険料率ともいいますけれどもこれ  
が示されまして、これを参考として市町村の税率改定を行うこととなります。

県から示されました、納付金額、標準保険税率、及び平成 30 年度南魚沼市の保険税率の案  
につきましては、その算出過程、算出根拠等の詳細について、社会厚生委員会で報告を申し  
上げておりますけれども、改めまして今回の税率改定の概要について、ちょっと時間がかか  
るかと思いますが、ご説明を申し上げたいと思います。

関連資料としてお配りをしました、第44号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正 関連資料をごらんいただきたいと思います。1ページ目は、今回の条例改正で改訂しようとする税率案と、現行税率との比較表であります。これは後ほど説明を申し上げます。

2ページ以降は、2月14日に県がホームページ上に公表しました、納付金額及び標準保険料率等に関する資料であります。ホームページからプリントアウトした資料そのままですけれども、まず2ページであります。1として納付金、県平均の一般被保険者の1人当たり納付金額が記載をされております。参考値として算出しました平成28年度決算値に基づく納付金の理論値と比較しますと、2.64%の減額となっております。これは国の追加支援1,700億円が投入されたこと、もう一つは新潟県の医療費適正化の取り組みが、報道がありましたけれども、全国1位であったということなどによりまして、保険者努力支援制度等の交付金等が傾斜配分されたことなどによるものと考えられます。

その下、2番目は標準保険料率でありますけれども、都道府県標準保険料率として、新潟県の平均の標準保険料率が示されております。

3ページは、先ほど申し上げました納付金、標準保険料率の算定方法、流れの概要であります。詳細の説明は省略をいたします。お読み取りいただきたいと思います。

4ページをお開きください。市町村ごとの納付金額の総額と、1人当たり納付金額の平成28年度理論値との比較であります。この表の真ん中よりもちょっと下側に、南魚沼市がございますけれども、納付金総額で13億4,931万円ほどとなっております。これは一般被保険者分ですので、これに退職被保険者分を加えまして、平成30年度の特別会計歳出予算に、13億5,561万円を計上しております。

右側の表、1人当たり納付金額の比較でありますけれども、平成28年度理論値は12万2,926円でありまして、栗島浦村、聖籠町に次いで、県内第3位の高さでありました。平成30年度を見ますと10万4,235円でありまして、県内23位に大幅に下がっております。

その右側、下がり幅これはマイナス7.92%でありまして、県内では最も大きく下がっているという数字であります。2ページにありました県内の平均値、これが10万9,191円でありましたが、これと比べましても4.5%ほど低い金額であります。これは、南魚沼市の特殊事情、いわゆる1人当たりの医療費が低いという特殊事情が大きく反映された結果であるというふうに考えられます。

5ページは、この納付金額に基づいて、統一の算定式で県が算出をしました各市町村の標準保険料率であります。これを参考にして、各市町村がそれぞれで現実の保険料率を定めることになっております。

1ページに戻っていただきまして、平成30年度の南魚沼市国保の税率改定案であります。1番目、平成30年度南魚沼市国民健康保険税の税率でありますけれども、一番上の表、1段目が今回の条例改正に上程をします改定後の保険税率であります。その表の一番下の段に参考値としまして標準税率を掲載しております。これが5ページにあります標準保険料率と同じ数字が載っているわけでありまして、標準保険料率はあくまで参考ということでありまして、

これに南魚沼市の特殊事情、県の一律算定では算定しきれなかった事情等を加味して再算定をしたものが、上の段の平成 30 年度改定案であります。

要はその南魚沼市の特殊事情として考慮したもの、これは 1 つには農業所得の減少であります。29 年産米における単収の減によります農業所得の減少が見込まれるわけですが、これが国保の課税所得に与える全体の影響度を考えましたとき、これをマイナス 5 % と見込みました。もう 1 点は、県の推計よりも被保険者の減少がさらに進むのではないかと。こういう見込みでありまして、この点でマイナス 2 % の影響を見込んだところであります。

この改定案と現行税率を比較しますと、医療分の所得割率は 0.99% 引き下げまして 5.87%。均等割額は 3,700 円引き下げまして 2 万 1,500 円。平等割額は 1,300 円引き下げまして 2 万 1,000 円となります。先ほど申し上げました 1 人当たり医療費が低いという影響が、この医療分に集中してあらわれております。

その隣、後期高齢者支援分の所得割率は 0.3% 引き上げまして 2.55%、均等割額は 3,400 円引き上げまして、1 万 4,500 円となります。後期高齢者支援分といいますのは、この南魚沼市の医療費水準にはかかわりなく、全国一律の被保険者 1 人当たり負担額、これは国が示してきますけれども、この負担額掛けることの被保険者数によって算定をされるものであります。その 1 人当たり負担額は毎年上昇を続けてきたわけでありまして、南魚沼市におきましては、平成 22 年度から税率をずっと据え置いてまいりました。そのギャップがこのような引き上げとしてこのたびあらわれたというものであります。

その隣、介護納付金分でありまして、所得割率は 0.04% の引き下げ、1.97%、均等割額は 300 円の引き上げで、1 万 4,700 円となります。介護納付金も、1 人当たり医療費とはかかわりなく、全国一律の 1 人当たり負担金掛けることの介護 2 号の被保険者数で算定をされるものであります。後期高齢者支援分と同じく、1 人当たりの負担額はこの間、上昇を続けておりますけれども、南魚沼市の介護 2 号被保険者、これは 40 歳以上 65 歳未満の方ですけれども、この年齢層の数が減少していると、急激に減少しているということから、結果として現行税率と大きな変動がないということになりました。

その下の表が 3 つの要素を単純に合計したものであります。所得割で 0.73% の引き下げ、均等割額は据え置き、平等割額は 1,300 円の引き下げとなります。均等割額は、偶然に据え置きとなったものではありませんで、政策的にこれは据え置きとしました。計算式にのっとって計算をしますと、均等割額が引き上げとなるという結果になったわけでありまして、均等割額を引き上げますと、例えばその課税所得がゼロ円の世帯におきましては、かえって世帯の数によっては増税となる場合があることから、全ての国保世帯について引き下げとなるように、均等割額は据え置きまして、その分を平等割額で調整をしたものであります。

その下の表、2 番の課税額の試算におきましては、軽減がかからない世帯から 2 割、5 割、7 割の軽減対象世帯について改定税率、現行税率で算出した課税額の比較であります。ア) からエ) までは、おおむね現行よりも 4 % から 3 % の引き下げとなります。

一番下、オ) は先ほど申し上げました課税所得がゼロ円の世帯であります。この場合には、

所得割率の引き下げは全く影響しませんので、平等割が 1,300 円下がった分だけが引き下げとなります。7割軽減がかかりますので、実質の下げ額は、世帯員数にかかわらず、一律 390 円の引き下げということになります。以上が今回の税率改定の概要であります。

それでは、議案書に戻っていただきまして、改正条例の説明を申し上げます。議案書の 5 ページ、新旧対照表をごらんください。

第 3 条の改正は、課税額についての規定の改正であります。第 1 項の改正は、課税額の定義内容・規定方法の変更によりまして全部改正となったものであります。現行条例では、課税額を構成する 3 つの要素、基礎課税額これは先ほどの関連資料の中では医療分という形で表現をしておりましたけれども、この基礎課税分と後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を 1 項本文 1 本で規定をしておりました。それを改正案におきましては、それぞれ第 1 号から第 3 号までの号建てで規定をする形に改めます。

第 1 号は「基礎課税額」でありまして、これまでの算定根拠として記載をしておりました「国民健康保険に要する費用」この文言を「国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」という形に改めるものであります。

第 2 号は「後期高齢者支援金等課税額」でありまして、算定根拠を「後期高齢者支援金等の納付に要する費用」からこれも同じく「国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」という形に改めます。

第 3 号は「介護納付金課税額」でありまして、こちらも算定根拠を「納付金の納付に要する費用」という文言に改めるものであります。

6 ページをごらんください。第 2 項から第 4 項の改正は、第 1 項の規定が号建てとなったことに伴いまして、前項あるいは第 1 項という文言に、それぞれの号数を入れた形に改めるもの、及び第 4 項の括弧書きの定義規定が、第 1 項第 3 号で行ったことによる文言の整理であります。

第 4 条は、基礎課税額、医療分でありますけれども、これに係ります所得割額の改正であります。課税所得に乗ずる率 100 分の 6.86 を 100 分の 5.87 とするもの。7 ページ、第 6 条は基礎課税額に係る均等割額の改正で、被保険者 1 人につき 2 万 5,200 円を 2 万 1,500 円とするもの。第 6 条の 2 は基礎課税額に係る平等割額の改正であります。これは世帯を 3 つの区分に分けておりまして、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、つまり一般の世帯ということですが、それと特定世帯、特定継続世帯の 3 つであります。それぞれを号建てで規定しております。

特定世帯といいますのは、国民健康保険の被保険者であった者が後期高齢者医療の被保険者に移行したということによりまして、同一世帯に国民健康保険の被保険者が 1 人だけとなった場合、この世帯のことです。世帯ごとに課せられます平等割額の比重がこの場合、重くなるということから、これを軽減しようという制度であります。1 人になってから 5 年間は「特定世帯」となりまして、平等割額の 2 分の 1 が軽減されます。6 年目からの世帯を「特定継続世帯」といまして、平等割額の 4 分の 1 が軽減をされるということになります。

特定継続世帯は、最長3年間継続できるということになっております。

第6条の2第1号は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に係る平等割額の改正でありまして、1世帯につき2万2,300円を2万1,000円とするものであります。第2号は特定世帯に係る平等割額の改正でありまして、1世帯につき1万1,150円を1万500円とするもの。2万1000円掛ける2分の1の金額であります。第3号は特定継続世帯に係ります平等割額の改正で、1世帯につき1万6,725円を1万5,750円とするもの。2万1000円掛ける4分の3の金額であります。第6条の3は後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の改正でありまして、課税所得に乗ずる率100分の2.25を100分の2.55とするものであります。

8ページ、第6条の5、後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額の改正で、被保険者1人につき1万1,100円を1万4,500円とするものであります。第6条の7は介護納付金課税額に係る所得割額の改正で、課税所得に乗ずる率100分の2.01を100分の1.97とするものであります。第6条の9は介護納付金課税額に係る均等割額の改正で、被保険者1人につき1万4,400円を1万4,700円とするものであります。

第11条は、所得が低い世帯に対し、税額の軽減を規定する条項でありまして、均等割額と平等割額についてその世帯の所得に応じて、7割、5割、2割を軽減することになっております。第1号は7割軽減の規定でありまして、アは基礎課税額に係る均等割額の軽減額、これは差し引く額を規定しております。軽減額の改正でありまして、被保険者1人について1万7,640円を1万5,050円とするものであります。2万1,500円掛ける0.7の金額であります。

イは基礎課税額に係る平等割額の軽減額の改正であります。(ア)は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に係る平等割額の軽減額の改正でありまして、1世帯について1万5,610円を1万4,700円とするもの。2万1,000円掛ける0.7の金額であります。(イ)は特定世帯に係る平等割額の軽減額の改正でありまして、1世帯につき7,805円を7,350円とするもの。これは6条の2の第2号で定めました、1万500円掛けることの0.7の金額であります。

9ページ、(ウ)は特定継続世帯に係る平等割額の軽減額の改正でありまして、1世帯について1万1,707円を1万1,025円とするものであります。1万5,750円掛ける0.7の金額。ウは後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額の軽減額の改正で、被保険者1人につき7,770円を1万150円とするものであります。エは介護納付金課税額に係る均等割額の軽減額の改正で、被保険者1人につき1万80円を1万290円とするものであります。

第2号は5割軽減の規定であります。アは基礎課税額に係る均等割額の軽減額の改正でありまして、被保険者1人につき1万2,600円を1万750円とするもの。イは基礎課税額に係る平等割額の改正でありまして、(ア)は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、1世帯について1万1,150円を1万500円とするもの。(イ)は特定世帯でありまして、1世帯について5,575円を5,250円とするもの。(ウ)は特定継続世帯に係る平等割の軽減でありまして、1世帯について8,362円を7,875円とするものであります。

ウは後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額の軽減額の改正でありまして、被保険者1



人につき 5,550 円を 7,250 円とするものであります。エは介護納付金課税額に係る均等割額の軽減額の改正でありまして、被保険者 1 人当たり 7,200 円を 7,350 円とするものであります。

第 3 号は 2 割軽減を規定したものであります。10 ページ、アは基礎課税額に係ります均等割額の軽減額の改正で、被保険者 1 人につき 5,040 円を 4,300 円とするもの。イは基礎課税額に係る平等割額の軽減額でありまして、(ア) は特定世帯、特定継続世帯以外の世帯で、1 世帯につき 4,460 円を 4,200 円とするもの。(イ) は特定世帯でありまして、2,230 円を 2,100 円とするもの。(ウ) は特定継続世帯で、3,345 円を 3,150 円とするものであります。

ウは後期高齢者支援金等課税額に係ります均等割額の軽減額の改正でありまして、被保険者 1 人につき 2,220 円を 2,900 円とするもの。エは介護納付金課税額に係る均等割額の軽減でありまして、被保険者 1 人につき 2,880 円を 2,940 円とするものであります。

議案書の 3 ページにお戻りください。改正条例の附則であります。第 1 項は改正条例の施行期日これを平成 30 年 4 月 1 日とするもの。第 2 項は経過措置の定めであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 44 号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、発議第 1 号 高速バス十日町一新潟線の存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 発議第 1 号 高速バス十日町一新潟線の存続を求める意見書の提出についてご説明申し上げます。請願第 1 号の採択を受けての提出でございますので、特段、ここで申し上げることはございませんが、地方自治法第 99 条の規定により、県知事に対して路線存続に対する支援等を求める意見書の提出をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第1号 高速バス十日町—新潟線の存続を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第19、発議第2号 労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。本案について提出者の説明を求めます。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第2号 労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書の提出について、提出者として説明を申し上げます。

今意見書は、今、国会に提出されております、この働き方改革の関連法案に対して行うものであります。この働き方改革というのは、働く者この生活、健康、ワーク・ライフ・バランスこれをどのように確保をして、全ての働く者たちが健やかに働き続けられるか。このことについての法案の改革でありますけれども、やっぱり雇う側と、雇われる側と、それぞれの意見がある中でも、特に雇う側の意見を重くみるのではなくて、雇われる側の意見を特に反映をしていただきたいという意見書を出すものであります。

今回、出されています法案もたくさんございます。例えば雇用対策法、これは働き方改革の総合的継続的な推進を定めたものでありますし、労働基準法ここには時間外労働の上限であったり、長時間労働抑制であったり、年次有給休暇、それからフレックスタイムで最も問題とするべき高度プロフェSSIONナル。そして、労働時間等設定改善法ではインターバル制度、労働安全衛生法、じん肺法においては産業医、それから産業保健機能強化、パートタイム労働法や労働契約法では不合理な待遇差、そして労働者派遣法においては、派遣先との労使協定方式か均衡待遇方式の選択かというところであります。

とにかく待遇の説明の義務化を図ったり、行政による履行確保措置と裁判外紛争解決手続など、本当にいろいろなものが入っているわけでありまして。それぞれをみれば、非常にやろうとしていることは大切な改革なのでありますけれども、一つ一つの法案をきちんと審議をしていただいて、そして、本当に働く人、雇われる側と雇われる方のためのそういう生活を

守っていくということの改革につながるような審議をきちんとしていただきたいということで、この意見書を出したいものであります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、市民クラブを代表して、発議第2号 労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書案に賛成の立場で討論に参加いたします。

日本経済はバブル崩壊後、低成長期となり労働の形態は大きく変化しました。特に製造業への労働者派遣が解禁になってから、非正規労働者が3割を超え、ワーキングプア、格差拡大、長時間労働、過労死といった深刻な社会問題が広がっています。1億総中流社会といわれた昭和の時代から、1億総活躍社会へと尻をたたかれても、現実には働いても、働いても我が暮らし楽にならずというのが、庶民の正直な気持ちではないでしょうか。

そんな中で、政府が提出、成立を目指している働き方改革は、罰則つきで残業時間の上限を設けることは評価できるものの、繁忙期の特例内容は企業側への配慮が色濃い改革であると考えます。まず、労働時間規制の適用除外になる高度プロフェッショナル制度については、高度の専門的知識等を必要とし、従事した時間と成果との関連性が高くないと認められる職種で、金融商品の開発業務やコンサルタントなどの年収1,075万円以上を想定しているようですが、具体的にはまだはっきりしません。当市には関係ないとお考えの方も多いと思いますが、市内企業には、年収がそこまで高くなくとも、これに近い働き方はあります。その働き方は、部署別損益の重い責務を担い、夜間や休日でも仕事最優先となり、ワーク・ライフ・バランスとはほど遠い現状もあります。

一番の問題は、勤怠管理が曖昧になることです。県内では新潟市民病院医師の過労自殺や、過労死の可能性が高い県教育委員会職員の急死がありました。両方とも当初、把握されていた勤務時間より実態は長時間労働であったことがわかってきました。労働時間が正しく把握、管理できないことは、収入の増減だけでなく命に直結する大問題です。

労働時間の配分だけはみずから決められる高度プロフェッショナル制度が通ることで、本来、対象外の職種でも、今まで以上に勤怠管理が甘くなる可能性が高くなります。当市では労働組合がない中小企業が多く、誤解や制度乱用、本人同意等のチェックの難しさから、労働者全体への影響は大きいと予測されます。

次に休息时间、勤務間インターバル規制については、法的強制力をもって早急に導入すべ

き制度であります。市内でも医療や介護の職場は、遅番で 20 時まで働き、翌朝 6 時から早番という勤務形態が普通にあります。10 時間しか休憩時間がありませんが、実態は残業や早出もあり、通勤時間を引けばさらに短時間の休息で、帰宅後に家事や育児をすると睡眠時間も短縮してしまいます。通勤途中の事故の可能性も高まりますし、健康への悪影響も懸念されます。まず、働く人が健康でなければ職場も家庭も笑顔にはなれません。

この勤務形態のもう一つの問題は、特に弱い立場の非正規職員に多いことです。月に二、三回この勤務を組まれ、無理な人は自分で交代要員を探さなければなりません。限られた人員のさまざまな勤務形態の中では、それもまた大変難しいことです。

このように、多くの論点を内包した制度をまとめて議論し、賛否の判断を迫る働き方改革では、国民、市民の理解を得ることは難しく、もっと労働実態に沿った労働者の声を反映した改革が必要です。長時間労働は生産性が低いとの経済協力開発機構の調査結果もあります。人口減少社会だからこそ、健康的な働き方が求められます。誰もが元気に、いきいき働き続けられる社会の実現につながる改革を期待し、労働者の声を踏まえた真の働き方改革の実現を求める意見書案に賛成するものであります。多く皆様の賛成ご同意をお願いします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 なお、本日の会議は退職者の挨拶が終了するまでとしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。そのため、あらかじめ時間を延長したいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 発議第 2 号 労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第 2 号は否決されました。

○議 長 日程第 20、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務についてそれぞれの会議規則第 111 号の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出が

あります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 ここで退職される管理職の方から、それぞれ退職の挨拶の発言を求められていますのでこれを許します。

まず、子育て支援課長 青木和雄様から登壇してお願いいたします。

○子育て支援課長 私は定年までもう1年あります。高校を卒業して41年間、職務をやってきました。その間、いろいろ思い出はあると自分でも思ったのですけれども、この子育て支援課の3年間の内容がとても濃く、十分自分でやりきったという気持ちでいっぱいです。

そういったことで、この充実した気持ちの中で引退することが、一番自分らしいと思いついて、このたび引退することにいたしました。

これから先ですけれども、特に現時点での予定はございません。少しの間、ゆっくり休んで、そして、これからの人生これからいろいろやるのが、自分で喜びを感じることができるような、そういったことに一生懸命、邁進してまいりたいと考えております。

私ごとですけれども、6年ほど前から何とかうまい甘酒を造りたいと思って頑張ってきたところですが、なかなかそうはいかずに、途中でアルコール分が出てきたりして、なかなかうまくいきませんでした。6年間やってきた中でようやくそこそこ上手な失敗ができるようになりました。酒の瓶に、和紙に自分の筆で、私は家の屋号が忠左衛門ですから、「越の忠左衛門」ということで、枠も書いて最後に落款も押して、ラベルを張って、ラベルを見るとなかなか見たところのいい酒になったという気がしています。

あと、自分の家では農作業場のような小屋ですけれども、一応つくることができて、中に入っていると私には、例えば名古屋城の天守閣にいるような、そんな自分でのイメージがあります。議員の皆さん、直接、私と話をした方も、しなかった方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった方こそ、ぜひ訪れていただいて、いろいろな話をできればと思っております。

皆さんからこの議場でいろいろご指導いただいたことを忘れずに、人生で苦しいことがあれば、この議場で議員の皆さんと楽しく話をしたことを思い出しながら、頑張っていきたいと思っております。どうも長い間、ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 次に学校教育課長 大嶋雅子様をお願いします。

○学校教育課長 皆さん、議会、お疲れさまでした。学校教育課長の大嶋雅子でございます。気がつきましたら今になっておりました。管理職として2年間という短い間ではござい

ましたが、多くの皆様のお力添えのおかげで、ここまで本当に楽しく、楽しく勤めさせていただきました。本当に感謝申し上げます。

4月から同様に学校教育課での任務を仰せつかりました。課題は山積みでございますが、頑張る教育長のもとで心機一転、勤めてまいりたいと思います。本当にありがとうございます。

〔拍手〕

○議 長 次に塩沢市民センター長 宮田篤様、お願いします。

○塩沢市民センター長 塩沢市民センター長の宮田でございます。本日はこのような機会を与えていただきましてありがとうございます。私は、昭和55年4月、旧塩沢町に採用されて38年間、勤めさせていただきました。この間、議会の皆様を初め多くの先輩、同僚の方々からご指導をいただきまして、何とかきょうを迎えることができました。心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

これまでの仕事の中で特に印象に残っているのは、平成23年の新潟・福島豪雨災害でございます。当時、私は税務課におりました。家屋評価の担当ということで、大勢の皆様から協力をいただきまして、市内の家屋調査を何とかやることができました。その後、南魚沼市の被害が甚大であるということで、住宅に大きな被害があった世帯に被災者生活再建支援金を支給する制度ができまして、再度、被害状況を確認する仕事を行いました。市内で約300件に罹災証明書を発行しました。このときに自然災害の恐ろしさを改めて認識させられました。

最後になりますが、南魚沼市が大きな災害がなく、平穏でますます発展することと、皆様のご健勝をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが退職の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 次に建設部長 高橋正晴様、お願いします。

○建設部長 建設部長の高橋でございます。本日はこのような機会をいただきまして、大変ありがとうございます。私は見かけによらず、か弱い心臓を持ち合わせておりまして、実は4年前に急性心筋梗塞を発症いたしました。その後遺症もございまして、ポンプ機能が低下しているというようなこともございまして、この1年、部長職としてさまざまな災害対応等に当たってまいりましたけれども、昨年7月の梅雨前線豪雨、あるいは秋の台風被害、あるいはこの冬の雪の対応等、休日や夜間に建設部の職員に緊急招集をかけながら対応等を取らせていただきました。

なかなかそのようなことで、少し無理をいたしますとオーバーワーク気味になりまして、体が思うように言うことをきいてくれないといったようなことがあるような状況でございました。主治医のほうからも、私は心臓が悪いものですから二重負荷状況にあるので、仕事のほうの量と質を調整しなさいというような指導もいただいたような状況でございました。このようなことから定年までにはもう2年あるわけではございますが、2年早く退職をさせていただくという決断をさせていただいたところでございます。

私もことしまでで38年間の職員生活でございました。合併後の仕事のほうでは、牧之通りの関連事業でございますとか、大原運動公園のテニスコートの増設、あるいは改修、野球場の改修、多目的グラウンド、あるいは建築でございますと新斎場の建設、消防庁舎の建設等に携わらせていただきました。主にこういった大型の建設事業に携わらせていただくことができまして、こういって仕事を振り返ってみますと全て形になって残っているような仕事でございまして、貴重な経験をさせていただいたなと思っているところでございます。

これまで議会の皆様方には大変お世話になりました。皆様方には私のようにならず、健康には十分注意されまして、南魚沼市のますますのご発展のために、ご活躍されることをご祈念申し上げまして、簡単ではございますが私の退職の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長 次に市民病院事務部長 駒形光孝様をお願いします。

○市民病院事務部長 高いところから恐縮でございますが、退任のご挨拶をさせていただきます。私は旧大和町に奉職以来、40年が経過をしたというようなところでございます。最初の22年間は土木畑一筋でやってまいりました。残りの18年間は事務系のほうを担ってきたというようなことでございます。また、部長職としては今年の7月からことし3月までということで、9か月というような短い時間ということになります。この間、議場におられる皆様の初め、さまざまな方からご支援ご鞭撻いただきましたことを、本当に心より感謝申し上げます。

また、合併以降、南魚沼市の礎といいますか発展に一部で微力でございますけれども、携わってこられたことは、大変幸せだったなと思っております。

4月以降は、市民病院9か月というような、ちょっと貢献度が短いというようなことで、臨時という立場でしばらくの間、病院のほうへお手伝いをさせていただきたいというふうに考えております。最後になりますが、本当にお世話になりました。大変ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長 次に地方創生特命部長 清水明様をお願いします。

○地方創生特命部長 地方創生特命部長の清水明でございます。貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。本当に長い間ありがとうございました。私は昭和56年、旧塩沢町に採用されて以来37年間勤務させていただき、今回定年を迎えることになりました。この間、21年間にわたりまして総務部の企画政策、それから財政といった部局に勤務しておりました。それから11年が農業係、それから商工振興係といったような担当ということで、非常に偏った勤務の内容ということになっております。

特に合併してから南魚沼市になりまして、当初は商工観光課3年半、それからその後は今、9年になりますけれども、企画政策課それから今の特命部長という形になっております。この間、企画主幹としまして4年間、それから企画政策課長としまして3年間で、特命部長と

しまして2年間ということで、この9年間ですけれども、実はこの間に職名が1つずつ上がったわけですが、それぞれの職名のときに当初予算の修正案を出していただいたということで、そういう意味では非常に皆さんと一緒にいろいろな大きな課題を議論できてきた、そういう仕事をさせていただいて、非常にそういう意味ではやりがいもあり、充実した9年間であったというふうに考えております。

今回、退職ということで、本来ですと仕事を全てやり終えて満足感を持ちながら、皆さんにこうやってご挨拶できればいいのですけれども、地方創生も皆さんご存じのように、まだ動きだしたばかりで実際の形が見えてきていないような状況でございます。ご存じのように、引き続きましてU&Iときめき課のほうで業務のほうを務めさせていただける機会をいただいております。引き続きまして皆様から、ご指導ご鞭撻いただきますようお願いしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 最後に総務部長 今井久夫様、お願いします。

○総務部長 総務部長の今井でございます。大勢で登壇をさせていただきまして、大変ありがとうございます。1人、2人の長い話を聞くよりは、大勢でバラエティーにとんだ短い話のほうがいいかなということでお願いをさせていただきました。本当に貴重な時間をいただき、ありがとうございました。

3月議会定例会、本当にお疲れさまでございました。平成30年度予算、厳しい指摘とともに承認をいただきまして、本当にありがとうございました。執行のほうは立ち会えませんが、今度は別の立場で受ける側として見守りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

この道、37年ということで、まだ定年という実感はわからないわけですが、振り返ってみればあつという間でしたというふうに言いたかったわけですが、晩年、難職に就かせていただきまして、1日1日がなかなか簡単に終わらなかったという中で、余り早くなかったなという感想でございます。そうは言いながらも、ここまで来られたのは皆さんからのいろいろな課題に、日々、取り組んでこられたおかげかなと感謝をしております。

議会におきましては、何回これを経験しても、毎回、緊張の日々ということで、議員と執行部、それぞれ権限、それから役割は明確に区分しながら微妙な間合いとお互いの牽制ということで、均衡を保ちながら市政の発展に取り組んできたわけですが、まさしく両輪と言われるゆえんかなと改めて感じるところでございます。

きょうは選ばれた人しか上がれないこの壇上で、退職者という特典で上がらせていただきました。私はこれで最後になりますが、議員の皆様にはこの壇上から、また南魚沼市の未来と希望を語っていただければと思います。最後に、議員各位のますますのご活躍と、市政の発展、そして財政健全化を祈念をいたしまして、お礼の言葉といたします。長い間、大変ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 7名の方、大変ありがとうございました。退職者の皆様へ一言ご挨拶申し



上げます。

ただいまご挨拶をいただきました7名の幹部職員の皆様、職員を初め長年、勤務をされこの3月限りで退職される19名の退職者の方に、議会を代表いたしまして一言、感謝とお礼の言葉を申し上げます。

ここにおられます7名の方々におかれましては、長きにわたり南魚沼市発展のため、地域住民の安全・安心、福祉の向上、さらには地域医療の充実のため一生懸命ご努力をいただきましたことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

長きにわたり奉職いただきましたが、今月末をもってつつがなく退職の日を迎えようとしております。思い出してみてください。新採用職員として初々しい気持ちで最初に勤務したときのこと。中堅職員として夜遅くまでバリバリ仕事をこなしたときのこと。そして、幹部職員として指導力を発揮したときのこと。喜びもあればつらいこともあったかと思えます。本当に多くの出来事と思い出がつまっていることと思えます。長い年月は個々に大きな試練を与えたと思いますが、その何倍もの喜びや達成感が湧き上がり、今現在、皆さん方の心は晴れ晴れとした感があるのではないのでしょうか。

合併後の多様化する住民ニーズの中、市民が主役の行政展開を初め、大震災、豪雪、豪雨災害等の災害時の非常事態対応でも、第一線でご活躍されました。これらを初めとした皆さん方のご活躍は、井口市政のまちづくりの実現、そして林市長の若者が帰ってこられる南魚沼市の船出にかかせないマンパワーであったことは言うまでもありません。

皆さんの指導した後継は、必ずや立派な幹部職員となることと思っております。私たち議員も、次の議会に皆さん方の顔が見えないと思うと、本当に寂しい面もありますが、公務員卒業は第二の人生のスタートであります。まだまだ気力、体力的にも若いと思えますので、健康に十分に留意され、今まで培われた技術、能力を生かしながら、一市民としてご活躍いただき、私ども議会にも温かく、また力強いご指導を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、これまでのご功労に感謝を申し上げまして、私からのお礼の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 これをもって、平成30年3月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでした。

〔午後5時07分〕